

富永昌彦君、政策統括官今林顯一君、消防庁次長
大庭誠司君、外務省大臣官房審議官相木俊宏君、
経済産業省大臣官房審議官中石孝君、国土交通
省大臣官房審議官伊藤明子君、大臣官房技術審議
官廣瀬隆正君、大臣官房技術審議官潮崎俊也君、
鉄道局次長水嶋智君及び環境省大臣官房審議官正
田寛君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存
じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

○竹内委員長 質疑の申し出がありますので、順
次これを許します。鬼木誠君。

○鬼木委員 おはようございます。自由民主党の
鬼木誠でございます。

一年九ヵ月ぶりに総務委員会に戻つてまいりま
した。早速、一般質問の機会をいただきまして、
ありがとうございます。

きょうは、日本の山の再生、その中でも木造建
築物の振興について質問したいと思います。

日本の山が大変荒れて久しくなつております。
かつて、日本人の生活は山とともにあります
た。有名な「桃太郎」といった昔話でも、おじいさ
んは山へしば刈りに行き生計を立てるというのが
日本人の暮らしでございました。

昔から山を持ちといえは資産家であつたわけでござ
いますが、今では、山はもはや資産ではなく、
負担になつているかのような状況がござります。
整備されない山があえ、そして、荒れたまま保有
者が亡くなり、その相続、相続ということどんどん
どん名義、所有者が不明の土地もたくさんあらわ
れてきています。こういう中で、私たちがどうやつ
て山を守つていくのかということを考えていきた
いと思います。

日本の山を再び資産として宝の山としていくた
めには、木材資源を経済活動のベースに乗せてい
かなければならないと思います。国産材が十分な
価格で売れないので山を管理しない、切つてもお

金にならないということで、山が荒廃を続けております。国産材に価格がついて、そして市場で流通すれば、山も管理されるようになるし、山が資産になる。そうやって、人が住む山里、人が管理する山というものをつくっていかなければなりません。

私が国産材の出口戦略として有効だと考えていいのが、木造の中層マンション、コンドミニアムや、老人施設や幼稚園、保育園といった大規模木造建築物でございます。

耐震性は十分だと聞いております。耐久性もまた十分だと聞いております。アメリカやカナダでは六階建てくらいまでの建物が普通に建ち、そして人が暮らしているということも聞いております。アメリカの西海岸の方に行きますと、木造の五階建てマンションなどがたくさん建っているということも聞いておりますので、私はできれば近いうちに西海岸に行って、そうした建物を見てみたいなど思います。

アメリカやカナダそしてヨーロッパで一般的に普及している木造建築がなぜ日本で普及できないのかということが、今回の私の問題意識でございます。

アメリカ、カナダで普通に建っているものが何で日本で建たないのか、普及しないのか。その一因に、規制によるコストの増加というものがあるのではないかということを感じております。

日本で問題になつてているのは、耐震性や耐久性ではなく、耐火性の規制が問題になつてているようです。日本は、地震も多く、また、国土が狭いとすることもあり、住宅が密集しており、道路も狭い、そういう住宅事情から、欧米よりも厳しい耐火基準、防火基準が設定されているのではないでしょうか。

国交省の建築基準法では、四階建て以下の建物の場合、一時間耐火という基準を満たさなければなりません。強化石こうボードの厚さ二十一ミリの一枚重ねが必要ということになります。それ以上の中を建てるとなれば、今度は二時間耐火と

いう基準を満たさなければなりません。先ほど述べた強化石こうボード二十一ミリのものを三枚重ねにしなければならないということになつてきます。これらがコストアップの原因となつていては聞いております。一枚のボードが大変重たいものだそうで、それを何千枚も打ちつける工法で建てるというのは大変な労力、手間費がかかるということです。

この耐火被覆基準を緩和できれば、木造建築の振興に大きく寄与するのではないかということを私は考えております。

今のが国交省の耐火の壁の基準でござりますが、一方、総務省では、消防法で用途ごとにスプリンクラーの設置を義務づけております。木造建築物においてスプリンクラーの設置基準はどうのようになつてているのか、また、地震などの電源喪失時においてもスプリンクラーが作動することは求められているのかということを総務省にお伺いいたします。

○大庭政府参考人 お答えします。

消防法令におきまして、建築物の用途や規模においてスプリンクラー設備を設置すべき対象物を定めておりますけれども、木造建築物と非木造建築物とで設置基準に差は設けておりません。例えば、旅館等であれば原則として延べ床面積六千平米以上ものに、あるいは物品販売店等であれば原則として延べ床が三千平米以上のものにスプリンクラー設備を設置する必要がありますけれども、いずれの場合も木造と非木造とで差は設けておりません。

また、地震等に関してということでおぞいますが、基本的にはスプリンクラーは熱あるいは煙を感じして動くような形になつております。

以上です。

○鬼木委員 スプリンクラーについて、総務省の設置基準を伺いました。

それでは、そのスプリンクラーを積極的に評価することによって耐火被覆仕様の規制を緩和することはできないかということを考えてみたいと思ふ

火が起つたときに、スプリンクラーが作動して水をまくわけですね。そのスプリンクラーは地震等があったときにも稼働しなきゃいけない。そのときに、これらの機能を積極的に評価して防火の壁の基準を緩和することというのではなく、国交省の見解をいただきたいと思います。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

建築基準法においては、火災時に建物の外まで安全に避難できることや、火災時の倒壊による周囲への延焼を防止すること等の観点から防火基準を定めています。

具体的には、多数の者が利用する商業施設、就寝利用する共同住宅、病院、それから大規模木造建築物などについて、耐火建築物とすることを求めております。

御指摘のありましたスプリンクラー設備につきましては、火災の初期の段階における消火に対し非常に効果があるというふうに思っております。しかし、初期の避難を確保する観点から必要としております。例えば内装制限の規定などにつきましては、スプリンクラー設備の設置によって緩和するための措置を可能としているところであります。

一方で、火災が長期化した場合におきましては、スプリンクラー設備の効果というのは限定的となります。したがって、柱、壁など建築物そのものを支える、要は倒壊を防止するというような必要があるものにつきましては、その耐火性能をスプリンクラー設備の設置によつて代替することは難しい、このように考えております。

○鬼木委員 今の御答弁によりますと、スプリンクラーは初期消火のために効果を発揮してもらうもので、建築基準法の耐火の基準というのではなく、長期にわたつて燃えたときの構造、これを守るための基準ということで、それぞれに役割が違うのだということがわかりました。なので、スプリンクラーを積極的に評価すれば壁の基準が緩められるものではないということは私も理解ができます。

しかしながら、やはりどうしてアメリカ、カナダでできるものが日本でできないんだろうというような思いがありまして、この耐火被覆基準を緩められないかななどいうのが私の問題意識としてござります。

昨年の糸魚川の大規模火災に見られますように、密集市街地のリスクがやはり非常に高いということを私たちは目の当たりにいたしました。そうした中で、こういう基準を下げるというのも、なかなか私自身も言いにくい話ではあるんですね。

規制緩和というのは、経済活動の上で不必要に厳しい基準というものを緩めることができないかというチャレンジでございまして、その規制緩和のときに緩和する法律、規制というものは、何らかの国民の利益を守っている。保護している規制なんですね。この場合でいうと、国民の安全、火災に対する安全を守る基準でございまして、この国民の安全を守るという保護法益というものは決してないがしろにしてはならないものだと思ひます。

そうした中でも私たちが規制緩和にチャレンジするというのは、安全と両立させながら、たくさんの価値があるものを生み出していこうという一つのチャレンジでございます。それは、木材を経済の世界に引っ張り込むことで山が宝の山になり、そこには人々の地方の生活が成り立ち、そして山の機能、美しい山というものが復活する。そして、それは地方創生にも資するものであるし、国土強靭化にも資するものであるし、また地球温暖化対策にも資するものである。本当に多面的な山の価値といふものを引き出すために、その出口戦略としてこの一つのチャレンジをしているわけでござります。

簡単には諦めたくないところで、何度もチャレンジをしていきたいと思うんですが、その中で、安全性を確保しながら不必要に厳しい部分をどうやって緩めていくことができるのかということを考えていきたいと思います。

また糸魚川の話にも戻りますが、本当に密集市街地、国土が狭いので住宅が密集している、また、道路が狭くなつていて消防車が入れないところだつてある、そういうため建物が十分な耐火を満たしているかというこの基準があるわけございませんが、この基準は密集しているところでもそうでないところも一律に厳しく縛つてはいるかということを伺つてみたいと思います。

ハイリスクの場所も、またそうでない場所も一律の基準となつていいか、敷地周辺の十分な空き地の確保や幅員の広い道路への接道など、安全性が確保できる場合には柔軟な規制緩和が考えられないかということで、この基準について国交省からの御意見をいただきたいと思います。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

建築基準法における市街地火災に対する防火規制については、地方公共団体がその地域の状況を踏まえ、防火地域や準防火地域といった地域指定を行い、その地域に応じた防火上の基準を定めているところです。

またさらに、個別の状況に応じまして木造建築物の実現をしやすくするために、例えば、建築基準法の第三条に基づきまして、伝統的な木造建築物の保存などを図るために、地方公共団体の条例により建築基準法の適用を除外するとか、あるいは、建築基準法第三十八条に基づきまして、建築物の利用方法や周辺の状況など個別の状況を踏まえ、避難や周辺への影響について個別に安全性を確認した上で、国土交通大臣の認定によって基準の緩和を行う、このような仕組みも用意されています。

まだこれから議論ではございますが、山の再生が地方の再生につながるという期待があると思います。高市大臣から御意見、御期待をお聞かせいただければと思います。

○高市国務大臣 森林環境税につきましては、平成二十九年度与党税制改正大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成三十年度税制改正において結論を得ることとされています。

やはり森林所有者の特定困難ですか境界の不明、扱い手不足といった長年積み重ねられてきた根本的な課題がありますから、その対策は急務だと考えております。

大綱におきましては、市町村の役割を明確にしつつ、必要な森林関連法令の見直しを行うこととされておりまして、現在、林野庁において、市町村が実施する森林整備等について、施策の具体化が進められています。

総務省でも、具体的な検討を行つたために、森林吸収源対策税制に関する検討会を設置して、議論を行つております。

今後は、林野庁と連携しながら、国民の皆様に等しく負担を求める際の具体的な仕組み、国、都道府県、市町村の役割分担や連携のあり方など、こういった論点についての整理を進めまして、条件不利地域における森林整備等の財源確保に向け、地方団体を初めとして幅広く御意見を伺いな

り、地球温暖化対策にも資する政策でございます。今後とも、国産材の経済的出入口戦略に恵まれます。

その切り口の一つが規制緩和であつたわけですが、一方で、森林再生の財源として私が

期待しておりますのが森林環境税でございま

す。まだ國の方では森林環境税というのはできていないわけですが、私が県議会にいた福岡県で

は、一人五百円の財源をいただいて、都会に住む

人も森林の受益者として環境税を支払つて、森を守つてきたわけですね。

まだこれから議論ではございますが、山の再生が地方の再生につながるという期待があると思

います。高市大臣から御意見、御期待をお聞かせいただければと思います。

○鬼木委員

おはようございます。

○竹内委員長

次に、輿水恵一君。

○輿水委員

おはようございます。

○公明党の輿水恵一君

絞つていただきたいと思います。

その切り口の一つが規制緩和であつたわけですが、一方で、森林再生の財源として私が

期待しておりますのが森林環境税でございま

す。まだ國の方では森林環境税というのはできて

いないわけですが、私が県議会にいた福岡県で

は、一人五百円の財源をいただいて、都會に住む

人も森林の受益者として環境税を支払つて、森を

守つてきたわけですね。

まだ國の方では森林環境税というのはできて

産業について、まず、地域の自然の資源を生かした地域振興ということで確認をさせていただきたいと思います。今日、第四次産業革命の流れの中で、農業や水産業においても、地方自治体、大学、企業等から成る地域の主体がI・O・Tサービスの事業の実証に取り組み、自動の耕作機の導入や、センサーによる農作物や家畜に加え漁場の管理、それらの現場で、課題の抽出とデータの利活用による課題解決モデルの構築に取り組んでいるわけでございます。

ここで伺いますけれども、地域経済のいいよいよ新たな牽引力となる農林水産業を目指して、今、I・O・Tによる新しい農業また水産業の創造に向かって実証実験の現状、実施状況についてお聞かせ願えますでしょうか。

○今林政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、農林水産分野では、I・C・T、I・O・Tの活用によりまして、労働力負担の減少、あるいは生産性の飛躍的な向上といった大きな効果が期待できると考えております。

そこで、総務省におきましては、農林水産省さんの御協力も得ながら、例えば、農林水産分野の創出を後押しするための実証事業に取り組んでおります。

若干簡単に御紹介申し上げますと、例えは、昨年度でござりますと、宮城県の東松島市におきまして、海洋ビッグデータを活用したスマート漁業モデルという事業を実施しております。ここで取りつけまして、潮の流れ、水中画像、こういったデータを収集、分析することによりまして、漁獲量の予測、あるいはそれに基づく効率的な出漁ということに役立てますとともに、マーケットとなりますような飲食店などが漁業者の方に直接注文できる、こういった産地直送のモデルの実現を目指すものでございます。

また、今年度におきまして、愛媛県におきまし

ては、ビッグデータを活用した水産業支援とい

うことで、海の状況を予測するI・O・T海況予測サービスといったことの創出に取り組むこととしてお

ります。海中にセンサーネットワークシステムを構築いたしまして、水温の変動、赤潮の発生、こ

ういった情報を可視化しまして、地元の漁協、水産業の方々に迅速に提供することによって生産高の増加などを目指すものでございます。

さらに、長野県で取り組み始めた、I・O・Tを活用したワインブランド創出スキームというプロ

ジェクトにおきましては、センサーで観測した土壤あるいは気象などのデータを蓄積、分析いたしまして、ワイン用のブドウの収穫、害虫駆除の最適なタイミングを予測することなどを通じまして、高品質なブドウ栽培の確立、あるいはワインのブランド力向上ということを目指すというものでございます。

総務省といたしましては、こうした実証プロジェクトを通じて、スマート農業の普及、展開、あるいはその地域実装を進めまして、若い方々にも魅力のある、また、先生御指摘のとおり、地域経済の牽引力となり得る農業の実現に貢献してまいりたいと存じます。

○輿水委員 どうもありがとうございます。

まさに、I・O・Tの活用で若い人たちが夢や希望を持って取り組める、そんな農業の実現もぜひ期

待をするわけでございます。

今御紹介ありました海洋ビッグデータを活用したスマート漁業、ここでは、首都圏の個人飲食店を含む小規模飲食店が漁業者と直接やりとりをする、海上の海産物の産地直送の取り組み、こんなことも今

しっかりと実施しております。ここでは、海上に浮かべるブイにセンサーとか水中カメラを取りつけまして、潮の流れ、水中画像、こういったデータを収集、分析することによりまして、漁獲量の予測、あるいはそれに基づく効率的な出漁ということに役立てますとともに、マーケットとなりますような飲食店などが漁業者の方に直接注文できる、こういった産地直送のモデルの実現を目指すものでございます。

また、今年度におきまして、愛媛県におきまし

んすけれども、このように、生産の現場のデータを活用して、消費の現場におけるより付加価値の高いサービスの展開について、農林水産省として、現状と今後の考え方についてお聞かせ願えますでしょうか。

○矢倉大臣政務官 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、農林水産業の今最大の課題は生産者の所得向上であります。そのためには、農林水産物の付加価値を高めなければいけない。

どうすればよいかといえば、やはり生産者の創意工夫がしっかりと価格として乗らなければいけないわけがありますが、そのためには、生産者のそのような情報をしっかりと実需者のニーズとマッチングさせる、生産者と実需者が直接結びつくことが必要であり、I・C・Tというものの活用が非常に重要であるということは、今委員が御指

摘いただいた例も含めまして、改めて申しますでもないことであるかといふうに思つております。

農林水産省におきましては、現在御審議いただいている農業競争力強化支援法案に、農産物の流通等における情報通信技術等の技術の活用の促進、また農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化、これを位置づけまして、I・C・Tを活用し、農業者がみずから販売先を選択できる、また実需者からは、自分のニーズに合った生産者はどこにあるかと、いうことがわかる環境の整備をしております。ウェブシステムをつくって、例えば、利用も無料、誰でも閲覧可能、キーワードや条件などで自分のニーズに合った人を選べるようなシステムをつくる予定であります。

四月に閣議決定をいたしました新たな水産基本計画におきましても、I・C・T等の新たな技術も活用すべきだと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○輿水委員 どうもありがとうございました。

まさに、農林水産業におきましても、生産と流通の仕組み、I・C・T、I・O・Tを活用して新たなそ

ういった仕組みを構築しながら、地方創生また地域経済の活性化の道を大きく開く農林水産業の構築、総務省また農林水産省協力して進めています。

農業者があなたがんばる販売先を選択できる、また実需者からは、自分のニーズに合った生産者はどこに

あるかと、いうことがわかる環境の整備をしております。

農業者があなたがんばる販売先を選択できる、また実需者からは、自分のニーズに合った生産者はどこに

あるかと、いうことがわかる環境の整備をしております。

農業者があなたがんばる販売先を選択できる、また実需者からは、自分のニーズに合った生産者はどこに

れ筋や需要量、嗜好の変化等の消費者、需要者側の情報がより双方で共有され、有効に活用される

効率的な流通の仕組みを構築できるよう取り組んでまいりたいと思います。

徳島県の上勝町などの葉っぱビジネスなども有名ではあるんですが、かつては防災無線とかファ

クスで情報を提供していたのが、上勝情報不ツトワークという、パソコンやタブレットで見る端末を使ってやることによりまして、生産者の人が全国の市場情報を分析して、みずからマーケティングを行うなどの取り組みも生まれて、中には年収一千万円を稼ぐおばあちゃんもいらっしゃる、そういう例もあります。

そういった環境整備をして所得向上をしっかりと国でまいりたいと思います。

○輿水委員 どうもありがとうございました。

まさに、農林水産業におきましても、生産と流

通の仕組み、I・C・T、I・O・Tを活用して新たなそ

ういった仕組みを構築しながら、地方創生また地

域経済の活性化の道を大きく開く農林水産業の構

築、総務省また農林水産省協力して進めています。

○輿水委員 どうもありがとうございました。

まさに、農林水産業におきましても、生産と流

通の仕組み、I・C・T、I・O・Tを活用して新たなそ

ういった仕組みを構築しながら、地方創生また地

域経済の活性化の道を大きく開く農林水産業の構

築、総務省また農林水産省協力して進めています。

○輿水委員 どうもありがとうございました。

まさに、農林水産業におきましても、生産と流

通の仕組み、I・C・T、I・O・Tを活用して新たなそ

さまざまなプロジェクトを進めていると思いますけれども、現状の状況、また今後の展開についてお聞かせ願えますでしょうか。

○金子大臣政務官 先ほどの答弁にもございましたが、総務省では現在、農業そして医療といった生活に身近な分野で地域発の先導的なＩＯＴサーキュレーションの創出を後押しする実証事業を、身近なＩＯＴプロジェクトとして進めております。

委員の中で特に御関心の高い健康に関して、健
康維持に関するプロジェクトといったしましては
昨年度、新潟県見附市などにおきまして、インセ
ンティブ付きI・O・T健康サービスの有料化挑戦事
業を実施いたしました。このプロジェクトは、ウ
エアラブル端末などのI・O・T機器から得られる個
人のバイタルデータと健康データを統合、見える
化し、健康づくりの努力と成果が出た方にはポイ
ントという形でファイードバックするものであります。
よって、将来的に医療費の抑制を目指すものであ
ります。

また、今年度は、大阪府の八尾市において、スマートキッズCityYAOCCO」といって、成長への切れ目のない支援事業を実施することとしておりまして、先月末にスタートしたところですが、このプロジェクトは、位置情報や脈拍などを把握できるI-O-T機器や簡単な身体測定装置などを通じて、子供の発育や活動に関するデータを収集し、発達障害や虐待、病気のリスクを予測したり、健康記録の自動化によって保育士の負担を軽減したり、また、保育園、幼稚園、小学校との連携システムの構築やデータの共用化などに取り組むものであります。

総務省といたしましては、今後も、こうした実証プロジェクトを通じまして、他の地域が参照できるモデルの構築でありますとか、またデータを活用したさまざまなサービスの実現を促すルールの整備などに取り組んでいきたいと考えております。

まさに高齢化また少子化の中で一人一人が健康で活躍し続ける地域、またその一人一人がさまざまな可能性を持つて大きく成長できる、そんなＩＯＴやＩＣＴの利活用をこれからしっかりと進めていただければと思います。

そんな中で、やはり介護や医療が必要になつてくる、そんな方も地域ではふえるわけで、厚生労働省では、地域包括ケアシステムということで、医療と介護を連携させながら安心して住み続けられる、そういういた地域をつくっていきたい、こんな取り組みをしていくわけですが、さすがに構築していく手助けができるのではないか、このよううに考へるわけでございます。

そこで、看護や介護が必要になつても住みなれた地域で質の高い医療・介護サービスを享受することができる社会の実現に向けて、総務省として具体的にどのような取り組みを進められているのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○今林政府参考人　お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、ＩＣＴを活用することによりまして、医療・介護サービスの質を向上し、国民の健康寿命延伸を実現することができるのでないかと私どもは考へております。

そのためには、地域の医療機関あるいは介護施設内での患者さん情報といったものの共有、これに加えまして、日常生活の中での運動や健康データあるいは服薬の状況、こういった情報を活用することで、日々の予防・健康管理につなげていくことが課題ではないかと考えております。

総務省では、こういった課題の解決に向けて、主として二つの大きな事業に取り組んでおります。

一つ目は、地域の医療機関、介護事業者の方々がクラウド技術を活用いたしまして低廉で効果的に患者さんの情報を共有するための基盤の構築を支援する、クラウド型ＥＨＲ高度化事業でござい

二番目は、個人の医療・介護、健康データ、こういったものを御本人の御判断のもとで予防・健康管理のサービスなどに効果的に活用していくためのモデル構築を行う、PHRモデル構築事業でございます。

四月に開催されました未来投資会議におきましても、在宅医療における患者情報のモニタリング、あるいは介護分野でのデータ活用による自立支援、こういったICTやデータの活用による新たな医療・介護システムについて議論がなされたところでございます。

今後、総務省といたしましても、厚生労働省など関係省庁と連携をいたしまして、健康長寿社会の実現に向けて取り組みをさらに積極的に進めてまいりたいと存じます。

○輿水委員 どうもありがとうございました。

私も、先日、岩手の住田町と大船渡と陸前高田が、そういった今のがEHR、PHRで、住民約七千人がそれに入つて医療・介護をICTの中で安心して受けられる、そんな取り組みをしていまし

そんなことが総務省のお力で全国に広がって、皆さんのが安心して暮らせる地域を構築できることを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

大変にありがとうございました。
○竹内委員長 次に、福田昭夫君。
○福田(昭)委員 民進党の福田昭夫でございま
す。

久しぶりで総務委員会で質問の時間をいただきまして、大変ありがとうございます。本日は、一般質疑の時間ということなので、過去何回か質問をしてまいりました宇都宮市、芳賀町が進めるLRT事業は脱法行為事業だということを明らかにして、政府の考え方をただしてまいりたいと考えておりますので、答弁者はぜひ簡潔にお答えをいただきたい。

まず、地方自治体が運営する二つの軌道事業の問題点についてであります。

一つ目は、軌道事業は公の施設の一つに該当するところうことについてであります。
一と二をまとめてお伺いします。

公の施設の三要件と、軌道事業が公の施設に該当することについては、公の施設の三要件とは、一つ、地方公共団体が設置する施設であること、二つ、住民の福祉の増進を目的とするものであること、三つ、その地方公共団体の住民の利用に供することを目的とするものであること、これが公の施設の三要件であります。したがって、主要な地方公営企業の多くは公の施設となります。具体的には、水道、交通、ガス、病院、下水道等が公の施設となります、異論はないですか。

第二点の、公の施設は設置及び管理運営に関する条例が必要だということについては、公設民営型上下分離方式といつて、下の部分を行政が一般会計で整備するにしても、上下一体とならなければ軌道事業が運営できません。下だけでも運営はできません。上だけでも運営はできません。したがって、上下分離方式といっておりますが、一体でなければ軌道事業にはなりません。軌道事業が公の施設であるならば、地方自治法第二百四十四条の二の第一項の規定に基づき、軌道事業の設置及び管理に関する条例が必要だと思いますが、いかがですか。

○安田政府参考人　お答えいたします。

地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設でございますけれども、これは、地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するために設置するものでござります。

一般的には、今御指摘がございました三要件、すなわち、地方公共団体が設置する施設である」と、住民の福祉の増進を目的とするものである」と、その地方公共団体の住民の利用に供することを目的とするものであること、この要件を満たすもの、これが該当するものでございまして、御指摘ございました公営企業として運営されている水道等につきましても、一般的にはこれは公の施設

として扱われているものでございます。

個別具体的な施設が公の施設に該当するかどうか、軌道事業を挙げられての御質問がございましたけれども、これにつきましては、当該施設の設置目的、住民の利用形態を考慮いたしまして、その実態に応じまして、設置する地方公共団体において判断されるものというふうに考えておりました。この場合におきまして、公の施設に該当すると判断されるときには、その設置及び管理に関する事項を条例で定めなければならない、このようにされているところでございます。

○福田(昭)委員 それでは、局長にさらにお尋ねをいたしますが、地方自治法第二百四十四条の二の第一項にはこう書いてあります。「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならぬ。」

では、この上下分離方式について、法律またはこれに基づく政令に特別な定めがありますか。ないんじゃないですか。いかがですか。

○安田政府参考人 お答えいたします。公の施設について規定されております地方自治法に関しまして、特別の規定があるかどうかといふことについては、承知していないところでございます。ないものと考えております。

○福田(昭)委員 苦しい答弁ですね。法律は何も総務省だけの法律を言つてゐるわけじゃない、基本的に。これは特別な定めがないんですよ。だから、これは公の施設なんです。ですから条例が必要だということになります。

では次に、二つ目ですけれども、二つ目は、地方公営企業法に基づく軌道事業の問題点についてであります。これは一つ伺いますが、第一点は、昭和四十一年の法改正により、軌道事業を法定七事業の一つに位置づけた理由についてであります。

規道事業を含む法定七事業については、一つ、その大小を問わず、二つ、地方自治体の意思の

いかんにかかわらず、三つ、何らの手続を要せます、地方公営企業法を全部適用すると決めたのです。

○黒田政府参考人 地方公共団体の経営する企業の理由は何ですか。

○福田(昭)委員 確かにそのとおりであります。この改正によりまして、軌道事業を初めてする七つの事業につきましては、事業規模の大小を問わず、法の全ての規定が当然に適用されることとされました。

これは、従来、これらの法定事業のうち職員数が一定数以下の小規模なものには法は当然には適用されなかつたものであります。これらの事業につきましては、地方公共団体の経営する企業として典型的なものであり、受益者負担の原則のもとに企業として能率的に運営されることが望ましく、会計処理方式等について企業にふさわしいものとする必要があること、企業会計方式が導入されて以来一定の期間を経過して、地方公共団体が企業会計方式になじんできたため、小規模な事業にこのような方式をとらせることが無理でなくなりましたこと、これらによるものであることを踏まえたものでございます。

○福田(昭)委員 局長の答弁どおりだとすると、宇都宮市、芳賀町のこのSLRT事業は、当然、地方公営企業法を適用しなくちゃおかしいじゃないですか。

では、二つ目であります、第二点。地方公営企業法の対象となるのは地方自治体が直接経営する企業のみだ、そう総務省は私に答えているところです。でも、そこには思っていますが、そうする根拠はどこにあるんですか。

○黒田政府参考人 地方公営企業法は、企業の経営が地方公共団体の事務の一部につきましては、地方公共団体全体の財政運営に支障がないように対応しているところでございます。

○福田(昭)委員 皆さん、先輩、細谷芳郎さんという元総務省の地方公営企業課長が書いた本で

めたこの第一条第一項では、地方公共団体の経営する企業、これが対象になると規定されているところでございます。

○福田(昭)委員 確かにそのとおりであります。ところでもございまして、それが理由でございます。

○福田(昭)委員 確かにそのとおりであります。が、しかし、地方公営企業法第四条を読んでみると、「地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならぬ。」このようにも書いてありますけれども、その中で、この法律については、「地方

公共団体の経営する企業のうち」ということで、まさに地方公共団体が直接経営するのか間接経営をするのか、そのことは全く触れておりませんよね。

○水嶋政府参考人 お答え申し上げます。まさにこの第一項でございまして、まず、地方自治体の実施する軌道事業につきましては、地方公営企業法に基づく地方公営企業として実施をしていくべきで、間接経営につけてもしっかりと考え方を整理して、地方公営企業法をやはり修正していく必要があります。そういうことは必要ありませんか。

○黒田政府参考人 先ほど御説明いたしましたように、地方公営企業法そのものにつきましては、地方公共団体の事務の一部についての特例というふうで定めておりますので、今申し上げたような仕組みになつております。

第三セクターにつきまして、いろいろな意味で地方公共団体の経営に影響いたしますので、それらにつきましてはさまざまな別途の措置を講じまして、地方公共団体全体の財政運営に支障がないように対応しているところでございます。

今般の宇都宮等の事例におきましては、地域公共交通活性化再生法に基づきまして上下分離を実施して、自治体が軌道整備事業者となつているわけですが、双方の形態があるものというふうに理解をしておりまして、いざれを選択するかは自治体の判断によるものというふうに承知をしておるところでございます。

○福田(昭)委員 皆さんの先輩、細谷芳郎さんという元総務省の地方公営企業課長が書いた本で

までまとめてお伺いをいたします。

○福田(昭)委員 第一点。公設民営型上下分離方式は、会社法に基づく企業会計原則を無視している。公の施設といふところで指摘をいたしましたように、下の部分を行行政が整備したとしても、上下一体でなければ軌道事業は運営できないわけでありますから、軌道運送事業者は、下の部分の減価償却費を含めて施設使用料を支払う必要があると思いますが、いかがですか。

○水嶋政府参考人 ただいま、今回の軌道事業に関しまして、減価償却費の計上等の観点からの仕組みについてのお尋ねがあつたところでございます。

○黒田政府参考人 私どもの理解といたしまして、まず、地方自治体の実施する軌道事業につきましては、地方公営企業法に基づく地方公営企業として実施していくたゞか、一般会計で公共事業として実施していくたゞか、双方の形態があるものというふうに理解をしておりまして、いざれを選択するかは自治体の判断によるものというふうに承知をしておるところでございます。

○水嶋政府参考人 お答え申し上げます。私は理解といたしまして、まず、地方自治体の実施する軌道事業につきましては、地方公営企業法に基づく地方公営企業として実施していくたゞか、双方の形態があるものというふうに理解をしておりまして、いざれを選択するかは自治体の判断によるものというふうに承知をしておるところです。

○福田(昭)委員 皆さんの先輩、細谷芳郎さんという元総務省の地方公営企業課長が書いた本で

は、どうも法的根拠が乏しく、非常にまことに方だということを指摘いたしております。

○福田(昭)委員 それは、次に、三點目、三つ目であります。これが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく公設民営型上下分離方式による軌道事業の問題点についてであります。これは、一から四

いるようであります。

○福田(昭)委員 国交省はそのように定義をして

かにすることあります。ですから、まさに、先ほどもちょっと申し上げましたが、地方公営企業として運営するにしても、公設民営型分離方式で運営する、この場合としても、宇都宮市と芳賀町の意思を明確にするために条例の制定が必要あります。

先ほどから国交省が答えていたように、自治体の判断だということありますから、国交省はもし破綻をしても責任はとらない、こういうことがあります。しかも、事業費の半分、多額の国庫補助金が出ます。それは国税であります。ですから、国交省も国税が無駄になるということを承知して出すというふうにも判断できます。

以上九点の指摘について、もし反論があれば述べてくださいといふことがあります。しかし、時間の関係で、あと十分ぐらいしかありませんので、回答は必要ありません。

二つ目であります、二つ目は、宇都宮市、芳賀町が民主的かつ適法にLRT事業を進めるための必要条件についてであります。これは一から四までまとめて伺います。

第一点は、公設民営型上下分離方式の脱法行為を認めて、宇都宮ライトレール株式会社から減価償却費を見込んだ使用料を取るか、または赤字分は全て市民の税金で賄うかを決める。赤字分を誰が負担するのか明確にすること。

第二点は、その結果を市議会並びに市民に公表して、宇都宮市自治基本条例に基づいて住民投票を実施して、その結果を尊重して結論を出すこと。

きる環境にあるかどうかといったその状況と、今回の宇都宮の軌道事業は、随分と個別の事業の置かれている環境が違うのかなどということです。まして、一概に比較することは難しいということかも知れません。

また、需要予測、将来の人口減少についてどうかという御指摘ございましたが、今般、宇都宮市、芳賀町による宇都宮LRTの需要予測については、将来の人口減少を見込んだ需要予測を行つておるということをございましたして、国立の人口問題研究所による将来の推計人口、人口減少も見込んでおるということをございます。

また、市民の御利用がないという御指摘ございましたが、宇都宮市に確認をいたしましたところ、宇都宮市の実施した需要予測によれば、今般、利用者の約八割は宇都宮市民であるところで、市民による一定の利用を見込んでおられるということだと、いうふうに伺っております。

また、私ども、脱法行為ではないかという御指摘をいただいておりますが、重ねて、これまで予算委員会の分科会等でも議論されておりますように、地域公共交通活性化再生法と地方公営企業法の整合性はとれているものというふうに認識をしておるということをございます。

○福田(昭)委員 時間が来たので、今国会はこれで終わりにしますが、通勤通学者が何で宇都宮市民なの。これはみんな宇都宮駅でおりて、今まで企業がバスで運送していた人たちをLRTに乗せかえるというだけですよ。何でこれが宇都宮市民。宇都宮市民が八割だなんて、これはうそっぱちですよ。

私がきょう要請しておきたいのは、私も時代の大きな変化というのはよく理解をしています。したがつて、そうした中で、やはり総務省、国交省においては、地方自治体が脱法行為を犯さぬよう、人口減少時代を踏まえて、地方公営企業法、地域公共交通及び活性化に関する法律の見直しをすると、いうことをしつかり要請して、きょうの私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○竹内委員長 次に、高井崇志君。

○高井委員 岡山から参りました高井崇志です。

きょうも質問の機会をいただき、ありがとうございました。

早速ですが、質問に入ります。

きょうは外務省に来ていただいておりますが、

昨年の十一月、APECの首脳会談の際に、ペルのリマでロシアのブーチン大統領と安倍総理

が首脳会談を行つていますが、その前段で、首脳会談に先立つて、外務省の幹部と総理が打ち合わせをしたと思いますが、その打ち合わせの模様を映像で撮影したという事実はござりますか。

○相木政府参考人 お答えを申し上げます。

政府部内の打ち合わせについてのお尋ねというふうに理解をいたしましたけれども、政府部内の打ち合わせにつきましては、一般に詳細を明らかにしておりませんで、お尋ねの点につきましてもお答えは差し控えさせていただきたいというふうに存じます。

○相木政府参考人 お答え申し上げます。

政府部内の打ち合わせにつきましては、あくまで内部での打ち合わせでございますので、どの

ような打ち合わせにおいて、政府職員が、あるいは何らかの撮影をしたか、行つたかどうかという

ことを含めまして、一般的に詳細は明らかにしておらないところでございます。

したがいまして、お尋ねについても、お答えは差し控えさせていただきたいというふうに存じます。

○相木政府参考人 お答え申し上げます。

政府部内の打ち合わせといふのは、あくまでも政

府内部での打ち合わせでございます。したがいま

して、どのような打ち合わせがいつ行われたかと

練り返しになつて恐縮でございますけれども、

政府部内の打ち合わせといふのは、あくまでも政

府内部での打ち合わせでございます。したがいま

して、どのような打ち合わせがいつ行われたかと

練り返しになつて恐縮でございますけれども、

政府部内の打ち合わせといふのは、あくまでも政

府内部での打ち合わせでございます。したがいま

して、どのような打ち合わせがいつ行われたかと

練り返しになつて恐縮でございますけれども、

政府部内の打ち合わせといふのは、あくまでも政

府内部での打ち合わせでございます。したがいま

して、どのような打ち合わせがいつ行われたかと

練り返しになつて恐縮でございますけれども、

政府部内の打ち合わせといふのは、あくまでも政

府内部での打ち合わせでございます。したがいま

いて、撮影したという事実はありますか。

○日下政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返しになつて恐縮でございますけれども、

政府部内の打ち合わせについては、一般に詳細は明らかにしておらず、お尋ねの点についてはお答

えを差し控えさせていただきたいと思います。

○高井委員 私、政府部内のとは言つていませ

ん。この首脳会談に当たつて、今、政府の中でのいろいろな会合はホームページでアップしている

じやないですか、いろいろな会議。その模様と同じような形で、撮影をしたという事実はあるのかないのか。ないなら、ないと答えてください。少なくともホームページには載つていませんでし

た。

ただ、撮影をしたのか、していないのか、その

ことをお答えください。

○日下政府参考人 繰り返しになつて恐縮でござりますけれども、先生御指摘のホームページに載つているような会議については、当然私どもで撮影してござりますけれども、御指摘のような打ち合わせについては、一般に詳細を明らかにしてお

りますけれども、先生御指摘のホームページに載つておられるような会議についてはお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○高井委員 これは、もうこれ以上、堂々めぐりになりますけれども、お尋ねの点についてはお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○日下政府参考人 お答え申し上げます。

政府部内の打ち合わせといふのは、あくまでも政

府内部での打ち合わせでございます。したがいま

して、どのような打ち合わせがいつ行われたかと

練り返しになつて恐縮でございますけれども、

政府部内の打ち合わせといふのは、あくまでも政

府内部での打ち合わせでございます。したがいま

して、どのような打ち合わせがいつ行われたかと

練り返しになつて恐縮でございますけれども、

政府部内の打ち合わせといふのは、あくまでも政

府内部での打ち合わせでございます。したがいま

して、どのような打ち合わせがいつ行われたかと

練り返しになつて恐縮でございますけれども、

政府部内の打ち合わせといふのは、あくまでも政

府内部での打ち合わせでございます。したがいま

して、どのような打ち合わせがいつ行われたかと

練り返しになつて恐縮でございますけれども、

政府部内の打ち合わせといふのは、あくまでも政

府内部での打ち合わせでございます。したがいま

いうことを、事実として聞いているわけです。

改めてお聞きしますけれども、映像を撮つたか撮らないか。中身を聞いているんじゃないんです

よ。政府の会合の中身まで聞くのは、中身だつて

本当は国会の場で追及するということはあつてい

い、議論するということはあつていいと思います。

○高井委員 されども、総務官室でもいいですけれども、あるいは、きょうは総務官室も来ています。総務官

室は、総理のさまざまなスタッフが、秘書官のさらにはスタッフなども総務官室。総務官室の職

員が撮るということもありますから、念のため来ていただいていますけれども、そのいずれ

かは、撮つていないと、いうので、なぜそれを撮つたかどうかという事実が答えられない理由をもう一回お聞かせください。

外務省でも総務官室でもいいですけれども、あるいは、きょうは総務官室も来ています。総務官

室は、総理のさまざまなかつて、撮つていないと、いう事実が答えられない理由をもう一回お聞かせください。

外務省でも総務官室でもいいですけれども、あるいは、きょうは総務官室も来ています。総務官

室は、総理のさまざまなかつて、撮つていないと、いう事実が答えられない理由をもう一回お聞かせください。

○相木政府参考人 お答え申し上げます。

政府部内の打ち合わせといふのは、あくまでも政

府内部での打ち合わせでございます。したがいま

して、どのような打ち合わせがいつ行われたかと

練り返しになつて恐縮でございますけれども、

とか経緯に関するものであるというふうに思いましたので、政府としてお答えは差し控えさせていただいたいというふうに存じます。

○高井委員 はつきり撮った事実を言わないといふことは、これを聞いた国民の皆さんには、やはり外務省なり総務官室、恐らく官邸の職員が撮影したものを作成したんだろうというふうに推測されますよね。NHKの職員が、カメラが入っているという可能性もありますけれども、それを会長に聞いたって、絶対、取材の過程ですから答えられませんという答弁しかないのです。さんざんその答弁を聞いていますからもう聞きませんけれども、そんなことは私はないと思っています。

ただ、これは、その番組のテロップというか、ナレーションをちょっと起こしてきました。こういうふうに報道されているんです。

首脳会談の直前、日本政府内では、交渉方針を

Kが報道するということに問題はないんですね。そこまであります。

○上田参考人 お答えいたします。

お尋ねの件は、個別の編集判断や取材の過程などにかかわるかねない御質問であるため、一般論としてお答えすることは差し控えさせていただきます。

○高井委員 度度聞いてもオウム返しだと思いま

すので。

なお、番組やニュースにつきましては、報道機

関として自主的な編集判断に基づいて放送いたし

ております。

○高井委員 度度聞いてもオウム返しだと思いま

すので。

でも、これははぜひ会長と、それからきょうNH

Kの幹部あるいは職員の皆さんもこの議論を聞い

ていただいていると思うので。

本当にこれは、私はこの委員会でも取り上げま

したけれども、NHKというのは受信料で成り立つ

ている公共放送です。ですから、もともと、

特だねとかスクープというのをどこまで追い求め

る必要があるんだと思います。

商業、スポンサーのいる民間放送であれば、そ

れはある程度のスクープを追うという姿勢は大事

です。私も、NHK、スクープそのものは否定しま

せん。ただし、やはり政権との距離、これが大事

である。まさに政権が流したいものを、スクープ

を上げるから実際に流すというようなことが、こ

れはあってはならないことだと思いますが、会

長、いかがですか。

○上田参考人 お答えいたします。

NHKは、報道機関として、視聴者の判断のよ

りどころとなる情報を、正確かついち早く視聴者

に伝えることが重要な使命だと認識いたしております。

記者と取材対象者との関係においては、

その前に、

岡山県での事件取材、

岩田さんは岡山が初任地だったんですね。

岡山県での事件取材、永田町での政治取材を

振り返って思うのは、

特にこの

永田町での政治取材を振り返って思うのは、記

者と取材対象者との関係においては、「権力の

チエック」という側面と、「信頼関係の確立」と

いう側面の、絶妙なバランスが大切だということ

です。

そのとおりだと思うんですね。バランスが大事な

ことです。ただ、

会長、お聞きします。

一般論で結構です。一般論で、政府から独占的

に入手したこういった情報を、公共放送たるNH

Kが報道するということに問題はないんですね。そこまであります。

○高井委員 いち早くということ、独占的に、

なりあつたと聞いています。

会長、お聞きします。

一般的論で結構です。一般論で、政府から独占的

に入手したこういった情報を、公共放送たるNH

Kが報道するということに問題はないんですね。そこまであります。

○高井委員 いち早くということ、独占的に、

なりあつたと聞いています。

会長、お聞きします。</

は、常に放送倫理や公平・公正な放送を意識し、節度ある距離を保たなければならない」と定めております。また、「国民の知る権利や公共の利益のために密着取材が必要な場合であっても、相手の利益を図つたり癒着と受け止められる行動をとつたりしてはならない」とも定めております。

このガイドラインは、全ての職員に冊子を配付いたしております。その趣旨を徹底させておりました。真実に迫るために取材相手に食い込むことと、一方で取材相手と一定の距離を保つことは、ジャーナリストが必ずわきまえなければならないことを十分に踏まえて日々の取材、制作に当たっています。

○高井委員 会長はまだ就任されたばかりで、そのままに監査委員をやっておられましたけれども、そうじやない実態が、昔のNHKはそれを守つていただけれども、だんだんそれがなくなりつつあるということを、皆さん、NHKの内部からも危惧されて、私のところにも情報が入つてくるんです。

この委員会でも取り上げました。去年ですか、これも岩田さんが、文芸春秋に安倍首相のお母さビューオーを書いた。これも、内部では、なぜNHKの記者が、解説委員が文芸春秋に自分たちのまさにリソースから集めた情報を出すんだと言つて、そのことを反対した方が部内にもいらっしゃるそうですよ。しかし、その方は、定期じゃない人事異動で地方に行つてしまつた。政治部長が地方に異動になつたという話、これは局内では有名な話ですけれども、会長の耳に入つていらないんだとすれば、ぜひきょうはそういうことも伝えておきたい。

つまり、やはりNHKの組織全体が、権力とのバランス、チェックを果たすということに鈍感になつてしまつたというのが、私はやはり前の柳井会長の体制の悪い影響じやないかと思います。これは、これ以上聞いても今のような答弁を繰り返されるだけでしょうかけれども、しかし、私はおどりしてはならない」とも定めております。

○高井委員 会長はまだ就任されたばかりで、その前に監査委員をやっておられましたけれども、そうじやない実態が、昔のNHKはそれを守つていただけれども、だんだんそれがなくなりつつあるということを、皆さん、NHKの内部からも危惧されて、私のところにも情報が入つてくるんです。この委員会でも取り上げました。去年ですか、これも岩田さんが、文芸春秋に安倍首相のお母さんの「ロングインタビュー四時間半」のインタビューを書いた。これも、内部では、なぜNHKの記者が、解説委員が文芸春秋に自分たちのまさにリソースから集めた情報を出すんだと言つて、そのことを反対した方が部内にもいらっしゃるそうですよ。しかし、その方は、定期じゃない人事異動で地方に行つてしまつた。政治部長が地方に異動になつたという話、これは局内では有名な話ですけれども、会長の耳に入つていらないんだとすれば、ぜひきょうはそういうことも伝えておきたい。

つまり、やはりNHKの組織全体が、権力とのバランス、チェックを果たすということに鈍感になつてしまつたというのが、私はやはり前の柳井会長の体制の悪い影響じやないかと思います。これは、これ以上聞いても今のような答弁を繰り返されるだけでしょうかけれども、しかし、私はおどりしてはならない」とも定めております。

上田会長の信念というか心の中は信じたいと思つてますので、きょうこの場の答弁は結構です。本当にNHKをもう一度立て直す、本来あるべき公共放送としてのNHKの使命を果たせるよう、それはなかなか大変だと思います。政権との距離、官邸との今近づいたこの距離を保つことは大変なことだと思いますけれども、まさに私は会長にその任を託されたんだと思っておりますので、ぜひそのことは心にとめていただいて、我々もこれから不斷のチェックを行つていただきたいと思いますので、きょうはほかの質問もしたいので、これでこの件はどうぞさせさせていただきます。

会長、お忙しいでしようから、どうぞ御退席ください。

それでは、総務、IT、ICTの話に移りたいと思います。

私は、フィンテック、金融業のIT化について関心を持っており、先般、財務金融委員会でも、フィンテックのための改正法案、衆議院は通過しました。銀行法の改正なんですが、その銀行法改正の中で非常にコアになつてくるものが銀行APIの公開というものです。

これは何かというと、フィンテック企業、まあベンチャーカンパニーが多いんですけども、この企業が銀行のシステムにアクセスできないとフィンテックは成り立たないわけです。銀行のシステムをオープンにしてもらおう、公開してもらおうといふことがこの法案の中にいつていて、非常にこれが評価をしているんです。

ただ、実態を見ると、きょう金融副大臣に来ていただいていますけれども、いろいろな、特にITベンダー、きょう総務委員会で取り上げるITベンダーに問題があるんですよ。

ITベンダーが、銀行APIの公開をするためにシステムの改修をしなきゃいけない。機能当たり五千万ぐらい。普通は複数機能あるから、一億を超えるような額がかかる。しかも、それは地

方銀行にもそういう金額を請求する見通しだといふふうに思つております。

○越智副大臣 高井委員御指摘のとおり、フィンテック普及の重要な鍵として、このオープンAPI、銀行APIの公開というのはとても重要だと

声なんですよ。

これは副大臣、問題だと思いますよ。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、フィンテックの普及は、オンライン決済や資産管理などの金融サービスに

本的には、オープンAPIの導入費用について

は、ITベンダーと金融機関そしてフィンテック企業との間の契約などによって決定されるものだと。また、APIの仕様によっても異なるもので

あることから、さまざまなケースが想定される。

安いものもあれば、高いものもあるというふうに考えておきます。

ただ一方で、オープンAPIの導入費用につい

ては、オープンイノベーションを着実に進めてい

く観点を踏まえて、金融機関やフィンテック企

業、ITベンダーら関係者において適切にしっかりと設定されることが重要だというふうに考えて

おりまして、金融庁としても、この状況につきま

してはよく注視をしていきたいというふうに考え

ているところでございます。

○高井委員 これはもう本当にぜひしっかりと監督していくべきだと思いますが、ただ、私、金融

庁はベンダーを果たして監督できるのかなどという

ことがあると思うんですね。銀行は幾らそうやり

たいと思っても、ベンダー側がそうやって吹つかけてきたらどうしようもないんじやないか。

なので、きょうは、総務委員会、総務省あるい

は経済産業省にも来ていただきました。

実は、これはお金の問題だけじゃなくて、どう

も、相互運用性といつて、一つのベンダーがつ

くったシステムがほかのベンダーのシステムとは

接続できない、相互に運用できないという問題も

あるんです。これは、我々、ITの世界ではベン

ダーロックインと言つていますけれども、ベン

ダーが違つたらもうほかとなげない。そこでま

た値段も高くなるという問題があるわけです。

私は、こういった問題も含めて、まさにICT

T、ITを所管する総務省それから経済産業省が

このフィンテックについてもっと力を入れて取り組んでいかなければいけないと思いますが、両省そ

れぞれお考えをお聞かせください。

○谷脇政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、フィンテックの普及は、

オンライン決済や資産管理などの金融サービスに

最新のICTを取り込むことによりまして、新し

いサービスの提供や利用者の利便性の向上が期待

されるところでございますが、これを実現するた

めには、金融部門の要求に応えることができる高

度なセキュリティの確保や信頼性の高い情報通

信基盤の整備が大変重要なとつてまいります。

こうした観点から、例えば、本年三月に立ち上

げました総務省と経済産業省の連携チームにおき

まして、サイバーセキュリティに対する投資の

促進、あるいはデータ取引に関するルール整備、

官民の認証連携の推進を含む情報流通促進のため

の制度環境整備など、IOT関連のさまざまな施

策を推進しているところでございます。

また、オンラインでの本人確認を完結させて、

フィンテック関連のサービスを円滑かつ安心して

利用できるようにするためのインターネットバン

キングの認証手段として、マイナンバーカードを

活用する実証にも取り組んでいるところでござい

ます。

総務省としましては、今後とも、金融庁を初め

関係府省と連携しつつ、引き続きこのフィンテック

分野の新しい市場の創出に向けて取り組んでま

ります。

いたいと考えております。

○中石政府参考人 お答えします。

委員御指摘のとおり、フィンテックは非常に広

がりがあつて、ICT、ITの中では非常に肝と

なつてゐると思っています。私ども、フィンテックは非常に広がりがあるということで、やはり消

費者、事業者などのユーザー視点に立って、広がりを持つてやるべきだというふうに考えております。

そういった問題意識のもとに、私どもでもファインテックの検討会合を開きました。検討を重ねてまいりました。今週八日にファインテックビジョンを取りまとめて、課題と方向性を出したところであります。

その中で、例えば、やはり中小企業での活用というのは大事だなというふうに思っています。そこは、中小企業というのはベンチャーの入る余地も大変ありますので、また、そういう一つの実績を上げることで、いろいろなものに活用できるんじやないかというふうに思っています。

中小企業のファインテックの活用を後押しする施策としては、やはり、中小企業に対するファイン

テック型ITツールの導入支援というのを考えていますし、また、銀行の話、先ほどありましたけれども、銀行の決済インフラ更新に合わせて、振り込み時に添付できる商流情報を探査しておきましたので、ようくお願いします。

○高井委員 もう最後の質問だと思いますので、大臣、きょうは、ぜひこの議論を聞いておいてくださいということで登録だけということにしたんですが、最後にちょっと感想というか、大きな視点から一つお聞きしたいと思います。

私は、このファインテックは、この間、民進党でも勉強会を開きました。一橋大学の藤田教授に来ていただいて、藤田教授はこう言っています。ファインテックというのは、マネーにかかるビッグデータを活用するテクノロジーだ、主役はテクノロジーであつて金融ではないと。まさにそうだ

と思うんですね。

金融の中の話、金融副大臣のいる前で申しわけありませんけれども、金融のIT化じゃないんですよ。ITによつて金融、マネーを使って、世の中の仕組みが変わつていく。

一例で言つていましたけれども、日本ほど駅前にATM、銀行がある、こんな国は世界じゅうないんだ、だけれども、ファインテックになればそういった店舗はもうなくなるんだと。銀行じゃなく

て、これからファインテックは、グーグルとか、アップルとか、フェイスブックとか、アマゾンとか、あるいは中国のアリババ。アリババはオンライン決済の70%やつてあるんですよ。ですから、もう主役はこれからICT、IT企業に移つていくんですね。

そういうたどきには、私は、やはり総務省がもつと先頭に立つて、経産省は結構一生懸命やつていただいていると思うんです。だけれども、総務省のファインテックに対する取り組みがどうも余り見えてこないので、最後に大臣の決意をお聞かせください。

○高市國務大臣 今委員がおっしゃったように、金融ありきではなくて、やはりICTを活用して、いかに国民の生活の利便性を図るか、そしてまた、社会のさまざまな分野の生産性を上げるかといったことが重要だと思います。

総務省も、先ほど局長が答弁しましたように、経済産業省と連携をしながらしっかりとやつていく、ということもともにマイナンバーカードの普及なども、この議論を聞いておいてくださいということで登録だけということにしたんですが、最後にちょっと感想というか、大きな視点から一つお聞きしたいと思います。

○高井委員 もう最後の質問だと思いますので、大臣、きょうは、ぜひこの議論を聞いておいてくださいということで登録だけということにしたんですが、最後にちょっと感想というか、大きな視点から一つお聞きしたいと思います。

私は、このファインテックは、この間、民進党でも勉強会を開きました。一橋大学の藤田教授に来ていただいて、藤田教授はこう言っています。ファインテックというのは、マネーにかかるビッグデータを活用するテクノロジーだ、主役はテクノロジーであつて金融ではないと。まさにそうだ

と思っておりますので、ぜひ、引き続き御指導お願いいたします。頑張つてまいります。

○高井委員 時間なので終わりますが、ICTは、人も予算もやはり総務省が一番なんですよ。A.T.M、銀行がある、こんな国は世界じゅうないんだ、だけれども、ファインテックになればそういった店舗はもうなくなるんだと。銀行じゃなく

て、これからファインテックは、グーグルとか、アップルとか、フェイスブックとか、アマゾンとか、あるいは中国のアリババ。アリババはオンライン決済の70%やつてあるんですよ。だから、もう主役はこれからICT、IT企業に移つていくんですね。

○田村(貴)委員 日本共産党的田村貴昭です。熊本地震の復興と被災者の支援について質問をします。

熊本地震で被災した南阿蘇鉄道は、全線の約六割が不通となつておらず、部分運行であります。

先月二十八日、熊本県と第三セクター南阿蘇鉄道、そして株主の地元五町村は、南阿蘇鉄道再生協議会を設立しました。

まず、国土交通省にお尋ねします。

被害調査は、地元の要望も受け、国直轄で行われました。国交省もこの協議会に参加し、説明をされたというふうに伺つております。被害の状況について、簡単に御説明いただけます。

○潮崎政府参考人 お答えいたします。南阿蘇鉄道の高森線については、お話をございましたとおり、熊本地震でトンネルや溪谷にかかる橋梁が大きく移動、変形するなど、鉄道施設に被害が発生いたしました。

具体的には、立野という駅と長陽という駅、この間に、計二十一カ所でトンネルや橋梁の損傷、斜面の崩壊が発生しました。特に大きな被害としては、犀角山トンネルというトンネルにおきまして、この地山 자체が動いたことによりこのトンネルにゆがみが生じ、また、それに伴い内部の壁面コンクリートの剥落等が生じたこと、また、白川第一橋梁という非常に大きな橋梁がござりますが、この橋梁の橋台や橋脚が移動してしまつて、それが赤字基調の鉄道が対象とされました。これは

ことございます。

また、不通区間のうち、中松と長陽の間においても計二十カ所で盛り土や軌道に変状が発生しています。

○潮崎政府参考人 被害状況と復旧に関する調査を国直轄で行つてしまつて、トンネル周辺の地山の変動や橋梁部材の健全度並びに被災した構造物の復旧方法の検討に関する調査を行つてまいりました。

その結果として、復旧の見通しにつきましては、先ほど申し上げました第一白山橋梁では設計着手から約五年程度、またトンネルでは三年程度、その他の被災箇所につきましては一年程度の期間を要するであろうと。

また、復旧費用につきましては、これら全体で総額約六十五億から七十億円という見込みになります。

これら工期や費用につきましては、今後、さらに詳細設計等を行ふことにより精査されていくものと考えております。

○田村(貴)委員 復旧費用が六十五億円から七十億円と。

これは従前の支援策では復旧は不可能だという話を、私も先月二十九日、鉄道事業者の方からお話を伺つてまいりました。地元では、東日本大震災における三陸鉄道と同様の支援を切望されています。すなわち、災害復旧事業費の国庫補助率の

かさ上げで、国と自治体がそれぞれ四分の一、事業者が二分の一の制度を、国が二分の一にかさ上げし、自治体負担二分の一に対し交付税措置をすることのあります。熊本県からも国に要請があつておられるものと想います。

そこでお尋ねしますけれども、東日本大震災での第三セクター鉄道への新設された支援では、復興費が収入を上回るような大きな規模で、かつ経常が赤字基調の鉄道が対象とされました。これは

はないかと思ひますけれども、いかがでしようか。また、その際の条件について教えていただけますでしょうか。

○潮崎政府参考人 ただいま委員からお話をございましたとおり、東日本大震災では、被災した三陸鉄道を初めとする第三セクター鉄道に対しまして、通常の鉄道軌道整備法に基づく支援制度とともに、追加的な支援を行いました。

具体的には、その内容でございますが、東日本大震災により過去にない極めて甚大な被害が発生したことに鑑みまして、お話をございましたが、復旧費が鉄道の年間収入を上回る額であること、また、過去三年間の各年度において鉄道事業及び全事業が経常損失もしくは営業損失を生じては、さらに被害の規模ですか事業者の経営状況等をよく踏まえまして、その内容や要件等を今後検討していく必要があると考えております。

○田村(貴)委員 検討が必要だといったところもありました。

総務省にお伺いします。

南阿蘇鉄道の復旧に向けた支援につきましては、さらに被害の規模ですか事業者の経営状況等をよく踏まえまして、その内容や要件等を今後検討していく必要があると考えております。

○田村(貴)委員 検討が必要だといったところもありました。

業費のそれぞれ二分の一ずつの補助をするということにしたものです。

南阿蘇鉄道の復旧に向けた支援につきましては、さらに被害の規模ですか事業者の経営状況等をよく踏まえまして、その内容や要件等を今後検討していく必要があると考えております。

旧事業の地方負担に対しまして補助災害復旧事業債を充当することは可能でございます。

○田村(貴)委員 はい、わかりました。

○田村(貴)委員 はい、わかりました。南阿蘇鉄道、利用者が年々ふえてきている、中でも外国人旅行者の利用がすごく伸びているという話を伺いました。トロッコ列車は阿蘇観光地のシンボルでもありますし、通勤通学を中心とした上で、被災団体の財政運営に支障が生じないように、地方財政措置についてもしっかりと対応してまいります。

○田村(貴)委員 しっかりとお願いしたいと思います。開通によって、この乗客が一八%まで縮減したという話を伺いました。全線復旧は被災地を大いに励ますものだというふうにも思います。

○田村(貴)委員 私たち日本共産党もせんだけて政策を発表しましたけれども、被災した道路や橋というのは必ず復旧されます。しかし、災害に遭つて鉄路が途絶えてしまうことも過去多くありました。鉄道も橋や道路並みに必ず復旧されて当然だというふうにも思います。

○田村(貴)委員 再び国交省にお伺いします。

○田村(貴)委員 南阿蘇鉄道再生協議会から正式な要請が今後寄せられるというふうに思います。全線復旧に向けて、可能な限りの支援をとつていただきたいといふふうにも思います。復旧させなければならぬい、同じ思いだと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○潮崎政府参考人 ただいま委員からお話をございましたとおり、地元からの御要望等、私どもも重々承知をしてござります。支援に向けての要望ということがその中にあることも、承知をしてござります。私どもも、そうした地元の要望や今回

うか。

○高市国務大臣 総務省としましては、今後、地元の御要望をしっかりと受けとめながら、国土交

通省から補助スキームに関する具体的なお話を伺つた上で、被災団体の財政運営に支障が生じないように、地方財政措置についてもしっかりと対応してまいります。

○田村(貴)委員 しっかりとお願いしたいと思います。次の質問は、熊本地震で被災した家の、住宅の支援についてお伺いします。

○田村(貴)委員 質問の順番をちょっと変えます。最初に国土交

通省にお伺いします。

○田村(貴)委員 国交省の宅地耐震化推進事業、擁壁の被災を復旧するこの制度について、熊本地震では拡充されました。しかし、盛り土高二メートル以上、それから盛り土上に存在する家屋二戸以上というのは、対象外となるところが結構ございます。弾力的な運用をぜひともお願いしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○潮崎政府参考人 ただいま委員からお話をございましたとおり、地元からの御要望等、私どもも重々承知をしてござります。支援に向けての要望といふふうにも思います。私どもも、そうした地元の要望や今回

たいという住民の方々の相談を受け付けているところであります。

○田村(貴)委員 今後、このような相談をもとに、県とも連携しながら宅地耐震化推進事業的確な運用を図つてまいりたいというふうに考えております。

○田村(貴)委員 二戸以上、それから二メートル、ここの中準が非常に厳しい。今、復興基金との兼ね合いのお話もありました。ぜひ熊本県と、この制度が被災地、崖崩れ、擁壁の回復に全面適用になるようにお願いしたいと思います。

○田村(貴)委員 それで、熊本地震による家の被害ですけれども、五月一日現在、全壊が八千六百六十四、半壊が三万四千二十六、一部壊十四万七千七百四十

二、一部壊の割合は七七・五八%であります。県庁所在地、熊本市の住宅被害は、同じく全壊が二千四百五十四、半壊が一万五千六百六十三、一部壊九万八千五百九十三、一部壊の比率は実に八四・八%となつております。

○田村(貴)委員 一部壊が圧倒的に多いのが熊本地震の特徴であります。これは、何度も私は、本委員会でも指摘をしてまいりました。しかし、国の支援がないのです。支援を求める被災者の声に政府は背中を向けているわけであります。

○田村(貴)委員 熊本市の罹災証明書の交付件数依頼を見てみたいたいと思います。第一次の申請が十二万六千八百九十一件、第二次の申請が三万七千三百二十一件、第二次

調査の再調査、いわゆる三次調査が二千五百二十

八件にも上つております。半壊以上でないと、応急修理代も義援金も出ません。条件はありますけれども、応急仮設住宅の入居もできないわけあります。

○田村(貴)委員 この数から見ても、一部壊が半壊認定を

求めた、これが非常に多くあるんじやないかと見受けられます。第二次申請で三万件を超えているのも、一部壊世帯がこの判定に不服であるといつたところが読み取れると思いますけれども、内閣府はそう思いませんか。

○緒方政府参考人 お答えいたします。

住家の被害認定調査におきましては、一次調査によりまして国が事業費の一部を補助する場合にいただきたいと思いますけれども、いかがでしょ

法律规定に基づく措置はもとより、特別な予算措置によりまして国が事業費の一部を補助する場合にいただきたいと思いますけれども、いかがでしょ

は、第三セクターであります南阿蘇鉄道の災害復

そういうことで、現場からは、なるべく病院拠点型、病院を中心とした取り組みにすべきだという強い要望が上がっているんですけれども、先ほどの御答弁では、病院型は九で、そういうところと連携した相談センターが一で、そうではないところが二十八ということなので、私は、やはり本来のワントップセンターの役割からすれば、病院拠点型、これは医療機関との協力だとお医者さんの協力が必要なので大変な努力が必要だと思いますけれども、しかし、若い人たちがこれだけ被害に遭っているわけですから、そういう努力を強めていただきたいと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○大塚政府参考人 お答えいたします。

いわゆる病院拠点型が少ない理由でございますが、必ずしも個々の県の詳細な状況を把握しているわけではございませんが、やはり主な要因としては、拠点となる病院が不足している、あるいは医療関係者、支援者などの人材が不足しているといったことなどが考えられようかと思います。ただ一方で、拠点としての役割、機能を担うのは難しいという場合もありまして、例えば、先ほどの連携型の中で、協力病院あるいは提携病院といった形で一定の医療的支援の役割を担うことできるといったようなケースもあるうかと思いまますので、そのあたり、恐らく地域によつても状況はさまざまだと考えられます。

先ほど御紹介いただきました新たな交付金、これもできるだけ各都道府県の実態、ニーズに合わせた形で応えられるように、こうした交付金も効果的に活用して、できるだけそういう地域の要望にきめ細かく応えてまいりたいと考えております。

○梅村委員 先ほど御紹介した大阪のSACHI COは、立ち上げに数千万円、二十四時間三百六十五日ホットラインと相談体制の維持に年間三千万円の運営費を要しているというふうにあります。

今回交付金がスタートしたことは非常に重要

と調べさせていただいたんです。これは、ひな形になるものは内閣府が公文書等の管理に関する法律施行令というもので定めていますけれども、これはあくまでもひな形という形で、詳細には各省が正式に決めていている。それで、財務省の今回の答弁は、独自に財務省が決めているルールだということなんです。

それはもう起つてしまつて、そういうふうに答弁されているので、それはそれでも仕方がないとは僕は思いますけれども、ただ、これからそういうことをしてしまつと、国会で追及する場合に追及できなくなつてしまつますので、では、そのルールを改めましょうねというだけの話です。理財局がそういう答弁をするのであれば、各省文書を保存する義務をかけたらええと思うんですね、消さないよう。僕は、それがこれに對する答えだと思つています。

法律を見ましたら、長いものでは保存期間が無期限のものもあります。三十年だと十年だとが五年だとか三年、いろいろ細かく決められている文書もあながら、その中で、一年未満といふものの中にそういう今回の廃棄された書類の類型が含まれているということだったんですけれども、今言つたみたいに、それでは全部の書類を残しますが、しょうよど。そうすれば今回のようなことはなくなると思うんですね。

まずお聞きしたいのは、総務省の方では、この管理規程、どういうふうにされているかということをお聞かせいただきたいと思います。

○竹内委員長　浦野委員にお尋ねいたしますが、総務省にその事前の通告がありましたでしょうか。

○浦野委員　済みません。総務省に聞いても答弁するのは内閣府だということだったんで、内閣府、答弁していただいて。済みません。

○田中政府参考人　お答え申し上げます。

公文書管理法は、公文書が国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、現在と将来の国民への説

明責任を企てる」と等を目的として、行政文書の適正な管理に関するルール等を定めているところでございます。

先ほども委員から御指摘ございましたが、内閣府において、行政文書の管理に関するガイドラインにおいて、各行政機関が定める行政文書管理制度のひな形等を示しているところでございまして、各府省の文書管理制度の統一性の確保を図っています。

当然、総務省においても、それに沿つて文書管理制度を定めているものというふうに理解しております。

○浦野委員 きょうの朝日新聞にもありましたけれども、行政側が恣意的に文書をいろいろとやりくりできるようでは、国会でいろいろな問題を抱及するときに不都合が出てきますので、私は、やはりこの際、保存期間が一年未満とされているものも全て、この今回のことを受け、保存していく方向で、法改正が必要なら法改正をしていくべきだというふうに思っています。

日本維新の会でも、一度このことに関して議論をしていきたいと思っております。また、提案できることにしたいと思います。

このことが、なかなかはつきりとしたことがいまだに解明されていないというのは非常に残念なことですので、今後、こういった問題が起きたときにそういったことがないよう、一年未満で廃棄ということが起こらないように、きつちりと公文書、私的文書と行政文書の違いも出てくるわけですけれども、そういうたところもしっかりとルールをつくって、今回ののような事件が起きた場合にしっかりと国民の皆さんができるような情報を公開されるように、文書を保存していくいただけたらと思います。

続いて、各自治体が行っている災害防災訓練のときに、ペットを飼つていらっしゃる皆さんのが一緒に避難訓練をした方がいいんじゃないかということ。

私は、きょうも足立さんが、結果的には開かれる

ことがなくなつてしまつた憲法審査会があつてしまつて僕になつてゐるわけですけれども、内閣委員会では、こういつた質問をさせていただいています。防災に関する総務省も所管しているということですので、前回、内閣委員会で、質問をさせていただいたときから進んだことがあるのであれば、それも含めてお答えをいただきたいと思います。

○正田政府参考人 お答え申し上げます。

環境省では、東日本大震災の経験などを踏まえて、平成二十五年六月に災害時におけるペットの同行避難対策ガイドラインを策定し、ペットの同行避難や避難所におけるペットの受け入れを推奨するとともに、自治体や飼い主が配慮すべき事項等についてお示しをしてきたところでございます。

こうした中で、昨年四月に発生いたしました熊本地震におきましては、飼い主によるペットの同行避難、これは広く行われておりましたが、他方で、またさまざまな課題も指摘されてきたところでございます。

このため、環境省では、現在、熊本地震の経験を踏まえまして、先ほど申し上げました災害時におけるペットの救護対策ガイドラインの改定作業を進めておるところでございます。

こうしたガイドラインを参考に、今後、各自治体での同行避難の訓練など被災ペット対策がより促進されるよう期待しておるところでございます。

○浦野委員 今、各自治体が主催で、最近の災害訓練は、見てるだけではなくて、実際に重症車両者の役割の人がいたりとかして、その人たちをみんなで力を合わせて運んだりとか、病院に搬送する前にどういうことをせないかとか、そういうのを実際に経験するような避難訓練というの結構多く行われています。

現実的に本当に起つたときにどういうことがあるかというのを経験するためには、やはり、ペット同伴で避難される方もたくさん、絶対いきますから、そういう訓練を通してそういう状況を

経験するというのは非常に大事なことだと思います。ですね。

私の家にも、自宅には秋田犬が二匹いまして、いざというときは、僕がいなかつたら多分二匹一隻には、うちの妻も、子供一人もまだ小学生なので、秋田犬二匹を連れてというのは非常に大変だとは思うんですけども、でも、そういうたった経験を積むと、いうのは非常に大事だと思うんですね。

私が今心配しているのは、別に環境省を悪く言うつもりはないんですけども、自治体の中で環境省の仕事の占める割合というのはすごくちっちゃいですから、部局も力が余りないんですね。環境省が幾ら頑張ってやつてくれたとしても、自治体に落とし込んでいくと非常に小さい声になってしまふ。

そこは、やはり環境省がやつてている取り組みを総務省もバックアップして、総務省の方から自治体の方にしっかりとこういう訓練をやりなさいということを言つてあげないと、市町村もなかなか重い腰を上げないんじゃないかなと思つてゐるんですけれども、その点について総務省はどうお考えですか。

○大庭政府参考人 お答えします。

災害時におけるペソツを伴う避難のあり方につきましては、国の防災基本計画においても、地方公共団体等は、ペソツとの同行避難や避難所での飼養についての準備を住民に普及啓発することや、避難所においてペソツのためのスペース確保に努めることとされております。

こうした避難行動を実際の災害時に円滑に行うためには、住民参加のもと、より実践的な訓練を行ななど、平時から備えておくことが重要であると考えております。

実災害に備えた実践的な訓練の実施につきましては、中央防災会議が毎年度定める総合防災訓練大綱を周知する機会などを捉えまして、消防庁としましても、各地方公共団体に要請しているほか、ペソツとの同行避難訓練を実際にやっているような先行事例などにつきましても周知を行つて

いるところだございます。

引き続き、関係省庁と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○浦野委員 ゼひよろしくお願ひをしたいと思ひます。

最後に一つ。

前回の総務委員会での質問のときもそうだったたんですけども、内閣委員会でも、これまでの厚生労働委員会でもそうだったんですねけれども、私は基本的に、よく、質問を通知した後、皆さんに来ていただくときに、答弁者は誰々でよろしいですかとか、そういう確認をいつも丁寧にしていただきます。

この間の本会議での無駄に長い趣旨弁明のとき

に、誰に答弁を求めるかとか、誰に答弁させないとか、誰を出席させるとか、そういうのがありました。衆議院規則がどうとか、憲法違反がどうだとか、そういう話もありました。

私は、委員会というのは何をするところかといふと、やはり委員会審議を通じていろいろな疑念とか問題点を国民の皆さんにもしっかりとわかつていただいて、その上で賛否を決めていく、これが重要だと思うんですね。

その中で、その答弁、大臣に絶対求めなあからん答弁かという答弁もたくさん、他党の質問にはあります。それはもちろん、国會議員の権限でそれ

をやっているんだと申せんけれども、国会議員というのは別にそんなに偉いと思つていませんから、それはちょっとおかしいなと思うんですね。私たちは何のために質問しているかといふたら、国民の皆さんのために質問しているわけじゃないんですね。

私は、答弁を求めるときに必ず言います、しっかりと内容を答弁していただける人だったらどうなが答弁していただけて結構です。ただ、政治的な判断を求めなければいけないような質問に関しては、もちろん大臣、副大臣、政務官の皆さんに質問をさせていただきますけれども。

私は、本当に残念なのは、余りにも特定の人に質問を集中させて、それを困らせて喜んでる野

○竹内委員長 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 社会民主党の吉川元です。

以前、当委員会でGPS検査について質問をさ

せていただきました。その際、通告なしの質問も

結構あって、十分な答弁がいたくなかったとい

うふうに私自身は感じておりますので、今回は

しっかり通告した上で、場合によつてはもしかす

るとその場で質問があるかもわかりませ

んが、改めて質問をさせていただきたいといふ

てゐるだらう、必ず結果が最後に出るんじゃない

かと私は思っています。

総務省の皆さんも、若干、足立康史が一人の副

大臣にしつこく質問するときもありましたけれど

も、そういうこともやつてきましたけれども、そ

れはおいておいて。私は、ちゃんと答弁できる人

が答弁をすれば、誰が答弁しても、省庁の人が答

弁するのと大臣とか副大臣が答弁する内容が違う

のであれば問題やと思うんですよ。ところが、こ

の間の趣旨弁明の話では、同じ答弁をしたから問

題やといふ。それは同じ答弁になるでしょう、同

じ質問をしているんやからね。行政の人たちと政

務の人たちで質問の答弁が違つていたら、それは

おかしい話であつて、同じ答弁をするのが当たり

前なんやから、それやつたら、わざわざ改めて大

臣に答弁を求める必要もないと思うんですね。

私は、こういう審議のやり方について、これは

総務省の方でお答えすることはできないと思いま

すので、政務の方に一言御意見をいただけたらと

思つてゐるんですけれども、いかがでしょうか。

○富樫大臣政務官 お答えいたします。

国会における御審議のあり方については、総務

省の立場から答弁すべきではないと思われるた

め、答弁については差し控えさせていただきたい

と思います。

いずれにせよ、総務省としては、提出法案の内容等について国会の御理解をいただけるよう、今後とも努めてまいりたいと考えております。

○富永政府参考人 お答え申し上げます。

○吉川(元)委員 つまり、一般的に、GPSを貸し出して位置情報を提供するサービスというのは、通信設備を用いて当該契約者が取得できるようにするサービスは、基本的には電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業に該当すると考えられます。

○吉川(元)委員 つまり、一般的に、GPSを貸し出していくと位置情報を提供するサービスというのは、電気通信事業に該当するというふうに、私自身も理解いたしました。

ことを目的としておりまして、電気通信事業を営もうとする者は、原則として、総務大臣の登録を受け、または総務大臣に届け出ることとされております。

したがって、いわゆる警備会社が電気通信事業を営もうとする場合には、総務大臣への届け出等が必要となるということをごぞいます。

例えば、警備会社はいろいろな形で電気通信事業を行つているパターンがあるのかなどいうふうには思いますが、その中で、GPS端末を使つた位置情報の提供サービス、こうしたことを行われている。実際に、ホームページを見れば、大手の警備会社なんかは、いわゆる認知症の方であるとか子供であるとか、あるいは自分の自動車やバイクが盗難に遭つたときに見つけられるようにならうような形で、そういうGPSを使ったサービスを提供しております。

GPSを使ったサービス、これも当然電気通信事業に当たるといふふうに思ふんですが、総務省としてはどういうふうに見解を持っておられますか。

○富永政府参考人 いわゆるGPSを利用した位置情報サービスにつきましては、さまざまなサービス形態があり得ると考えられますので、概には申し上げられませんが、例えば、契約者にGPS端末を貸与し、そのGPS端末からの情報を電気通信設備を用いて当該契約者が取得できるようにするサービスは、基本的には電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業に該当する

では、ちょっと別の観点、特にガイドライン、電気通信事業における個人情報に関するガイドラインとの関係で質問をしたいというふうに思いました。

改正個人情報保護法の施行が五月三十日という事で、それに合わせて四月に、実際に施行されるのは、これは五月三十日、同日だというふうに思いますが、このガイドラインが全面的に改定されました。

位置情報の利用ということについて言いますと、旧ガイドラインでは「二十六条、それから新ガイドラインでは三十五条」というふうになつております。

その三十五条の三項では、「電気通信事業者が、位置情報を加入者若しくはその指示する者に通知するサービスを提供し、又は第三者に提供させる場合には、利用者の権利が不当に侵害されることを防止するため必要な措置を講ずることが適切である。」これは、「新しいガイドラインで「適切である。」という言い方がされております。古い方でいいますと、「適切」という言葉はありませんが。

そこで、この第三十五条三項、どのような措置をとることが適切だというふうにされているのか、説明をお願いします。

○富永政府参考人 第三三条三項でござりますけれども、必要な措置の具体的な内容といたしましては、利用者の意思に基づいて位置情報の提供を行うこと、それから位置情報の提供について利用者の認識、予見可能性を確保すること、位置情報について適切な取り扱いを行うこと、第三者と提携の上でサービスを提供する場合は、提携に関する契約に係る約款等の記載により利用者のプライバシー保護に配慮することなどが考えられます。

以上でございます。

○吉川(元)委員 一般的な話なんですが、GPSの端末を例えれば設置する場合、先ほど言いましたとおり、警備会社がそういうサービスを提供する、GPS端末を提供して、それを自分の車だとか家族等々に渡したりして迷子にならないように

だとかいうようなことをする場合、これも旧ガイドラインでは、前回お話ししましたが、この記載がありますし、新ガイドラインでも解説の中で記載があるというふうに思いますけれども、これも同様の扱いをすべきものだというふうな認識でよろしいんでしょうか。

○富永政府参考人 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインは、電気通信事業を行いう者を適用対象としております。

委員御指摘のGPS端末を設置して提供される位置情報サービスにつきましては、先ほども申しましたように、さまざまな形態があり得ると考えられますので一概には申し上げられませんが、契約者にGPS端末を貸与して、そのGPS端末から情報を電気通信設備を用いて当該契約者が取得できるようにするサービスにつきましては、基本的に御指摘のとおり、このガイドラインが適用されると考えています。

○吉川(元)委員 それで、前回の質問で、これは通告なしで質問した関係もあつたかと思いますけれども、富永政府参考人の方から、端末を借りて、その端末を単に設置しただけだと、ネットワーク側ということで、電気通信事業者としての

大手警備会社が業をしているということにはならない、そうした答弁がございましたが、今私が

このガイドラインの範疇の中にあるというふうな

ワーケーションをしてきた、話をしてきた、貸与して位置情報を提供していくこと、これはまさに、このガイドラインの範疇の中にあるというふうな

理解でよろしいでしょうか。

○富永政府参考人 携帯会社が電気通信事業者として届け出を行って、電気通信事業として位置情報サービスを提供するということであれば、先ほど申しましたとおり、このガイドラインの適用

対象になり得ると考えております。

○吉川(元)委員 あと、そうなりますと、このガイドラインを守るべき人は誰なのかということ、

GPS端末を、それを業として実際に大手の警備会社は行っているわけですか。

○高木政府参考人 お尋ねの事案におきます契約で、それによって位置情報を利用者に提供している場合に、このガイドラインを守らなければいけない、このガイドラインに従つて行っていかなければならないその主体というのは、一体誰になるんでしょうか。

○富永政府参考人 本件ガイドラインでございますけれども、電気通信事業を行いう者そのものがガイドラインの対象となることでございません。

○吉川(元)委員 そうしますと、やはりこれについては、例えば、大手警備会社が電気通信事業者としてその業を行つている場合においては、この大手の警備会社がこのガイドラインに従つてやつていかなければいけないというふうな理解でいいんだというふうに私自身も思います。

そこで、警察庁にお聞きをしたいと思ひます。前回の委員会で、各都道府県警察が使用している移動追跡装置に係るサービスを提供する事業者について、その多くは大手警備事業者のサービスを利用しているものと承知をしているという答弁がございました。

そこで、改めて尋ねますけれども、三月十五日の最高裁判決で、令状のないGPS捜査、これはだめだよ、強制処分に当たるよということが判示されたわけですから、このときの契約主体は一体誰なのか。恐らく大手警備会社ということだろうと思いますけれども、会社名が出せないといふのであれば、その会社というの、いわゆる電気通信事業者としての届け出が出来ている会社なのかなどうなのか。

それからあと、契約内容、特に、使用目的が何だったのか。つまり、実際に行われた捜査というの、GPSの端末を被疑者の車等に設置してひどくありますけれども、こうした被疑者の位置情報を、常に位置情報を警察が取得していたということになりますけれども、こうした被疑者の位置情報、本人の了解を得ないまま、被疑者の位置情報

を取得するために貸与を受けるといったような内容の契約を結ばれていたんでしょうか。

○高木政府参考人 お尋ねの事案におきます契約の相手方は大手警備事業者でございまして、電気通信事業法に基づく届け出をしているものというふうに承知をしております。

○吉川(元)委員 もう一回確認ですけれども、捜査、とりわけ被疑者の位置情報をひそかに取得するためにこの端末を借りますという契約はされたのかされていないのか、その点をもう一度答弁お願いします。

○高木政府参考人 GPSを利用して位置情報を供するサービスを、都道府県警察において、必要に応じて民間事業者と契約をしております。これを捜査に活用していくに当たりまして、個々の契約ごとにその内容は異なつていてるのでございまして、お尋ねの大坂の事案におきます具体的な契約の内容については承知をしておりません。

個々の契約ごとに内容はさまざまございますが、けれども、捜査に利用する旨を説明している場合はあるものというふうには承知しております。

○吉川(元)委員 いや、ただ単に、捜査に利用しているということを明記しているかどうかではないんです。例えば、もちろんそれは、捜査員がみずから持つて、自分は今ここにいるよということを常時警察の方に、県警なり府警なりに情報を知らせる場合もあるでしょう。

ただ、私が聞いているのは、被疑者の車なりなんなりにひそかに取りつけて、本人の同意を得な

いままその位置情報をとるということを契約の中で明記されているのかどうか、この点を私は聞いているんです。

○高木政府参考人 捜査に利用する旨を説明している場合におきましても、検査の具体的な方法については、そういった具体的な内容にわたる説明はしていないものというふうに承知をしておりま

す。

○吉川(元)委員 つまり、被疑者の位置情報をひそかに取得するためには使うというようなことは、明示的には契約の中では明らかにしていないとい

うことですね。

○吉川(元)委員 つまり、被疑者の位置情報をひそかに取得するためには使うというようなことは、明示的には契約の中では明らかにしていないとい

うことですね。

○吉川(元)委員 そうしますと、ガイドラインの中でも、これは旧

ガイドラインの解説の方ですけれども、「第三者」と提携の上サービスを提供する場合は、提携に関する契約に係る約款等の記載により利用者のプライバシー保護に配慮をすることなどが考えられる。」というふうに書かれています。これは一体

どういう中身なんでしょうか、どういう意味なん

でしょうか。ちょっとこれは通告していませんが、ガイドラインの中身の話なので。

○富永政府参考人 今委員御指摘の解説の中身でございますけれども、まさに利用者に対する配慮

という趣旨で書かれたものでございますので、書いてござりますとおりでござります。

○吉川(元)委員 より詳しくその後にガイドライ

ンの解説の中で書かれているのは、約款等において、第三者において上記のプライバシー保護、つ

まり、利用者の意思、それから利用者の認識、予見可能性、それから位置情報についての適切な取り扱い、このようなプライバシー保護措置が確保されることを担保することというふうに書かれております。

「利用者のプライバシーが不恰當に侵害され

ると判断される場合には位置情報の提供を停止

できるようにしておくこと」というふうにこのガイドラインの解説では書かれていますけれども、としますと、今までに警察の方から御説明がありました行為というのは、上記の一、二、三、ま

あとはちょっとわかりませんが、少なくとも、利

用者の意思、あるいは認識、予見可能性、これら

が実際上はそのとおりに行われなかつたというふ

うに考えますけれども、総務省としてはどのように認識されますか。

○富永政府参考人 プライバシーガイドラインの

解説の中で電気通信事業者が行うべきこととして書かれていることは、私ども、あんから周知を行つて、電気通信事業者にやつていただくべくお

願いしております。

一方、このガイドラインの制定経緯でございま

すが、平成十年に位置情報に係る規定が制定され

ました。その際、この規定の対象としては、高齢者

の見回りですとか車両の盗難防止を目的とした

位置情報サービス等が想定されておりました。

それから、この解説の一部が平成十九年に改正

されました。その後は、この規定の対象といた

しまして、子供の見守りですとか従業員の動態管

理を目的とした位置情報サービス等が想定され

いました。

そこで、I-C-Tの利活用というものは、ある意味

でいうと、さまざまの可能性がその先に開けてい

くものだろうと、うふうに思いますが、一方で、

いうお話が出てまいりました。そういう意味でい

ますと、I-C-Tの利活用というものは、ある意味

でいうと、さまざまの可能性がその先に開けてい

くものだろうと、うふうに思いますが、一方で、

いうお話が出てまいりました。そういう意味でい

る事項であります。

まず、地方独立行政法人の業務に市町村の長その他他の執行機関に対する申請、届け出その他の行為の処理に関する事務であつて定型的なもの等を処理することを追加することとしております。

また、地方独立行政法人の業務における適正を確保するため、必要な体制の整備に関する事項を業務方略書に記載しなければならないものとする等の見直しを行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○竹内委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○竹内委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る十七日水曜日午後一時、参考人として岡山県真庭市長太田昇君、中央大学名誉教授今村都南雄君及び弁護士黒岩哲彦君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る十六日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会

地方自治法等の一部を改正する法律案

(地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第一項中「政令の」を「政令で」に改め、同条第二項中「直ちに」の下に「当該」を加

え、同条第三項中「代表者」の下に「(第五項及び第六項において「代表者」という。)」を加え、同条第五項中「第一項の代表者」を「代表者」に改め、「署名について」の下に「、それぞれ」を加え、同条第四項の次に次の二項を加える。

監査委員は、第三項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を代表者に送付し、かつ、公表するとともに、これらを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選舉管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

都道府県知事、指定都市の市長及び第二項の方針を定めた市町村長(以下この条において「都道府県知事等」という。)は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の方針及びこれまでに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。

都道府県等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。

都道府県等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。

前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

都道府県等は、第六項の規定により議会に提出した報告書を公表しなければならない。

前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制に関する必要な事項は、総務省令で定める。

第一百六十二条の三の次に次の二条を加える。

第一項の規定による監査基準の策定は、監査委員の合議によるものとする。

第一百九十八条の四 監査基準は、監査委員が定めるものとする。

前項の規定による監査基準を定めたときは、直ちに、これを普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選舉管理委員会、人事委員会又は公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。

理事会を置く広域連合にあつては、理事会に係る第百五十条第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制については、これらの人を市町村長(第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市長を除く。)とみなして、第百五十条第二項から第九項までの規定を準用する。

き必要な体制を整備するよう努めなければならぬ。

一 前項第一号に掲げる事務

二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務とし

て当該市町村長が認めるもの

都道府県知事又は市町村長は、第一項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

都道府県知事、指定都市の市長及び第二項の方針を定めた市町村長(以下この条において「都道府県知事等」という。)は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の方針及びこれまでに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。

都道府県等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。

都道府県等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。

前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

都道府県等は、第六項の規定により議会に提出した報告書を公表しなければならない。

前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制に関する必要な事項は、総務省令で定める。

第一百六十二条の三の次に次の二条を加える。

第一項の規定による監査基準を定めたときは、直ちに、これを普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選舉管理委員会、人事委員会又は公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。

理事会を置く広域連合にあつては、理事会に係る第百五十条第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制については、これらの人を市町村長(第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市長を除く。)とみなして、第百五十条第二項から第九項までの規定を準用する。

理事会を置く広域連合にあつては、理事会に係る第百五十条第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制については、これらの人を市町村長(第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市長を除く。)とみなして、第百五十条第二項から第九項までの規定を準用する。

第一項に規定する指定都市の市長を除く。)とされる監査委員が行うことをされている監査、検査、審査その他の行為(以下この項において「監査等」という。)の適切かつ有効な実施を図るために従い」を加え、「監査等」に改める。

第一百九十八条の四 監査基準は、監査委員が定めるものとする。

前項の規定による監査基準を定めたときは、直ちに、これを普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選舉管理委員会、人事委員会又は公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。

理事会を置く広域連合にあつては、理事会に係る第百五十条第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制については、これらの人を市町村長(第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市長を除く。)とみなして、第百五十条第二項から第九項までの規定を準用する。

理事会を置く広域連合にあつては、理事会に係る第百五十条第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制については、これらの人を市町村長(第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市長を除く。)とみなして、第百五十条第二項から第九項までの規定を準用する。

第一項に規定する指定都市の市長を除く。)とみなして、第百五十条第二項から第九項までの規定を準用する。

参酌して、政令で定める額以上で当該条例で

定める額を控除して得た額について免れさせ
る旨を定めることができる。

制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならぬ。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
第一百五十二条の七第一項中「職員又は」を「職員」に改め、「専門委員」の下に「又は第二百零二条の二第一項に規定する監査専門委員」を加え、同条第三項中「前二項の場合に」の下に「ついて」を加え、「これが」を「ついて、それぞれ」に改める。

第二百五十二条の十一 第四項中「においては、
を「において」に改め、「監査委員は」の下に「第
百九十九条第九項の規定による」を加え、「提出
し、かつ」を「提出するとともに」に改め、同条
に次の一項を加える。

前項の場合において、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、第一百九十九条第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、同条第十二項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を他の関係普通地方公共団体の長に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

五百五十二条の十三中「政令の」を「政令で、又は専門委員」を「専門委員又は監査委員」に改める。

第二百五十二条の二十七第一項中「普通地方公共団体」の下に「及び同条第二項の条例を定め同条第一項第一号に掲げる市以外の市又は町村」を加え、「毎会計年度」を削る。

第二百五十二条の三十六第一項中「(以下「包

括外部監査対象団体」という。」を削り、「政令で」に改め、同項第三号を削り、同項の「を」を「政令で」に改め、同項第三号を削り、同項第七項を同条第八項とし、同条第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「において」、包括外部監査対象団体」を「には、第一項各号に掲げる普通地方公共団体及び第二項の条例を定めた第一項第一号に掲げる市以外の市又は町村(以下「包括外部監査対象団体」といふ。)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

より定めたものの長は、同項の政令で定めるところにより、条例で定める会計年度において、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければならない。

「政令で」に、「において」を「は」に改め、同条第二項中「本条」を「この条」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「政令の」を「政令」に改め、「により、」の下に「当該」を加え、同条第五項中「においては」を「には」に、「政令の」を「政令で」に改め、同条第六項中「においては」を「には」に改め、同条第十項中「においては」を「から第五項まで」に改め、同条第十三項中「送付し、において」に改め、同条第十一項中「かかる」を「送付するとともに」に改め、同条第五項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改め。

第一百五十二条の四十三第一項中「政令の」を
「政令で」に改め、同条第二項中「本条」を「この
条」に、「においては」を「において」に改め、同
条第五項中「第一百四十二条第四項から第六項

まで、第八項及び第九項並びに第一百四十一條

「はより」を「により」に改め 同条第七項
中「の規定に限る」を「に限る」に改め、「第九
十八条」を削り、「第一百条第一項から第五項まで

及び第八項から第十三項まで、第一百条の一並びに第二百一十五条规定を「第一百条の一及び第二百一十五条规定」とし、第九十九条中「普通地方公共団体の議会」とあり、第九十九

八条第一項及び百条第一項に改め、「及び」の下に「議会」とあり、並びに第九十八条第二項並びに第一百条第三項から第五項まで及び第八項から第十三項までの規定中」を加え、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中においては「を」には、「これを」を「これ」に、

「条例を」を「条例」に、「第一百七十六条(第三項を除く)、第一百七十七条第一項及び第二項、第一百七十九条第二項から第四項まで、第一百八十八条、第一百九十九条第十二項、第二百四十二条第九項、第二百四十二条の二第一項及び第二項」を

第一百七十六条第一項、第四項及び第七項、第一百七十七条第一項、第一百七十九条第一項、第一百八十二条第一項、第一百九十九条第十四項及び第十五項、第二百四十二条第一項、第二百四十三条第一項

五十六条中「議会」とあり、並びに第二百四十二条の二第一項に改め、「普通地方公共団体の議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と及び「二百五十二条の三十七第五項中「議会」とあるのは「全ての構成団体の議会」と、第一百五十二条の三十八第六項中「議会」と、

ところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならぬい。

期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行ない、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講

3 設立団体の長は、前項の規定による検討を行っては、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表するものとする。

年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならぬ。

4
設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行なうときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

設立団体の長は、第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ぜることができる。

(評価の結果の取扱い等)
る。
第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項
の評価の結果を、中期計画及び年度計画並び
に業務運営の改善に適切に反映させるととも
に、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公
表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項
第二号に規定する中期目標の期間の終了時に
見込まれる中期目標の期間における業務の実
績に関する評価を行つたときは、中期目標の

第一類第二号 総務委員会議録第十七号 平成二十九年五月十一日

知覚によつては認識することができない方
式で作られる記録であつて、電子計算機に
よる情報処理の用に供されるものとして総
務省令で定めるものをいう。以下この号に
おいて同じ(3)をもつて作成されているとき
は、当該電磁的記録に記録された事項を總
務省令で定める方法により表示したもの
会計監査人は、その職務を行うため必要が
あるときは、地方独立行政法人の子法人に対
して会計に関する報告を求め、又は地方独立
行政法人若しくはその子法人の業務及び財産
の状況の調査をすることができる。

4 前項の子法人は、正当な理由があるとき
は、同項の報告又は調査を拒むことができる。
5 会計監査人は、その職務を行うに當たつて
は、次の各号のいづれかに該当する者を使用
してはならない。

一 第三十七条第三項第一号又は第二号に掲
げる者

二 第三十六条の規定により自己が会計監査
人に選任されている地方独立行政法人又は
その子法人の役員又は職員

三 第三十六条の規定により自己が会計監査
人に選任されている地方独立行政法人又は
その子法人から公認会計士(公認会計士法
(昭和二十三年法律第二百三号))第十六条の二
第五項に規定する外國公認会計士を含む。

第三十七条第一項及び第三項第二号において
同じ)又は監査法人の業務以外の業務に
より継続的な報酬を受けている者

第三十五条の次に次の二条を加える。

(監事に対する報告)

第三十五条の二 会計監査人は、その職務を行
うに際して役員(監事を除く。)の職務の執行
に関し不正の行為又はこの法律、他の法令、
設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に
違反する重大な事実があることを発見したと
きは、遅滞なく、これを監事に報告しなけれ
ばならない。

2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に關する報告を求めることができる。
第三十七条を次のように改める。

第三十七条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならぬ。
2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを地方独立行政法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできな
い。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。
一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査することができない者

二 監査の対象となる地方独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続して監査されることからまいり者

的報酬を受けている者又はその配偶者
三 監査法人でその社員の半数以上が前号に
掲げる者であるもの

第三十九条中の財務諸表についての認定書の長の第三十四条第一項の承認の時」を「についての財務諸表承認日」に改める。

条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項

六項とする。
第四十一条第一項ただし書中「場合は」を「場合には」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第四十二条に次の一項を加え、

2 地方独立行政法人は、その業務の運営に当たつては、前項の規定による交付金について、住民から徴収された税金その他の責重な財源で賄われるものであることに留意し、こ

当該移行型一般地方独立行政法人の 成立の	当該定款の変更が効力を生ずる
-------------------------	----------------

(権利義務の承継等)

第六十六条の四 前条第一項又は第二項に規定する定款の変更が効力を生ずる際、受入地方独立行政法人が新たに行う業務に関し、現に加入設立団体が有する権利及び義務(当該定款の変更が効力を生ずる前に加入設立団体が当該業務に相当する業務に関して起きた地方債のうち加入日までに償還されていないものに係るものを除く。)のうち政令で定めるところにより加入設立団体の長が定めるものは、当該定款の変更が効力を生ずる時において当該受入地方独立行政法人が承継する。

2 第六十六条第二項から第七項まで及び第六十六条の二の規定は、前項の規定により受入地方独立行政法人が権利及び義務を承継する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六条第二項

前項	第六十六条の四第一項
----	------------

移行型地方独立行政法人が

第六十六条の三第三項に規定する受入地方独立行政法人(以下この項及び次条において「受入地方独立行政法人」といいう。)が

設立団体	第六十六条の三第三項に規定する受入地方独立行政法人(以下この項及び次条において「受入地方独立行政法人」といいう。)が
------	--

当該移行型地方独立行政法人の成立の日

移行型地方独立行政法人の資産及び負債	第六十六条の三第三項に規定する加入日(次条第二項において「加入日」という。)
--------------------	--

設立団体

加入設立団体

第六十六条第二項及び第四項	第六十六条第七項
---------------	----------

第六十六条第一項	第六十六条第二項
----------	----------

第六十六条の二第一項	第六十六条の二第一項
------------	------------

第六十六条の二第一項	第六十六条の二第一項
------------	------------

により移行型地方独立行政法人	により移行型地方独立行政法人
----------------	----------------

設立団体	当該移行型地方独立行政法人の設立の日	加入設立団体
設立団体	加入日	受入地方独立行政法人に

(財産の処分)

第六十七条 第八条第二項の規定により設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合において、地方独立行政法人の財産の処分を必要とするときは、当該財産処分については、設立団体の長が協議して定めるところによること。

2 前項の場合においては、設立団体の長は、あらかじめ評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 第一項の協議については、各設立団体の長は、それぞれ設立団体の議決を経なければならない。

4 第一項の規定による財産の処分については、前項の規定による設立団体の議決の議決があったことをもって第四十二条の二第五項又は第四十四条第二項の規定による設立団体の議会の議決があつたものとみなし、第一項の規定による設立団体の長の協議により定められたことをもって第四十二条の二第一項若しくは第二項又は第四十四条第一項の設立団体の長の認可を受けたものとみなす。

第五条第一項中「この章において」を削る。

第七十六条を次のように改める。(準用)

第七十六条 第十四条第五項、第十五条第三項、第十六条第一項及び第十七条の規定は、学長を別に任命する大学の学長の任命及び解任について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十二条第二項中「第十四条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同条第七項中「第十四条第一項」を加え、同条第七項中「第十四条第一項」を削る。

第七十二条第二項中「第十四条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同条第七項中「第十四条第一項」を削る。

第十四条第五項

前項

副理事長及び理事	学長を別に任命する大学(同)
----------	----------------

第七十二条第五項

第六十六条の四	第六十六条の四
---------	---------

前条第一項	第六十六条の二第一項	第六十六条の四第一項において準用する第六十六条の二第一項
設立団体	加入設立団体	第六十六条の四第一項において準用する第六十六条の二第一項
第六十六条の二第三項	第六十六条の二第三項	第六十六条の二第三項
第六十六条の二第一項	第六十六条の四第一項において準用する第六十六条の二第一項	第六十六条の四第一項において準用する第六十六条の二第一項

第八章の次に次の二章を加える。

第八章の二 申請等関係事務処理法人に関する特例

第一節 設立団体申請等関係事務の処理等に関する特例

(設立団体申請等関係事務の処理に関する特例)

第八章の三 地方独立行政法人で第二十一条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うもの(以下「申請等関係事務処理法人」という。)は、設立団体の申請等関係事務のうち定款で定めるもの(以下「設立団体申請等関係事務」という。)を当該設立団体又は当該設立団体の長その他の執行機関の名において処理し、設立団体申請等関係事務は、当該設立団体の長その他の執行機関が処理したものとして効力を有する。

(他業の禁止)

第八十七条の五 申請等関係事務処理法人は、第二十一条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行つてはならない。

(料金に関する特例)

第八十七条の六 申請等関係事務処理法人は、第八十七条の三第二項の規定により適用する地方自治法第一百二十七条の規定により徴収する手数料(次項において「設立団体申請等関係事務手数料」という。)のほか、設立団体申請等関係事務に関して料金を徴収することができない。

2 設立団体申請等関係事務の処理について適用がある法令並びに当該設立団体による設立団体申請等関係事務の処理について適用がある法令並びに当該設立団体の条例及び規則の規定が適用されるものとする。この場合において、第八十七条の六第一項に定めるもののほか、これらの法令並びに当該設立団体の条例及び規則の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令(条例又は規則にあつては、それぞ

第八十七条の八 設立団体の長は、申請等関係事務処理法人が達成すべき業務運営に関する事業年度ごとの目標(以下この節において「年度目標」という。)を定め、当該年度目標を当該申請等関係事務処理法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該年度目標を変更したときも、同様とする。	年度目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
一 第八十七条の三の規定により申請等関係事務処理法人が行う業務及びこれに附帯する業務(以下「設立団体申請等関係事務処理法人の業務」という。)の質の向上に関する事項	一 設立団体申請等関係事務処理業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置
二 設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項	二 設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置
三 その他設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項	三 預算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
四	四 短期借入金の限度額

3 年度目標には、前項各号に掲げる事項に関し中長期的な観点から参考となるべき事項についても記載するものとする。

4 設立団体の長は、年度目標を定め、又は当該年度目標を変更しようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければならない。

(事業計画)

5 申請等関係事務処理法人は、申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項

第六十六条の四第一項において準用する第六十六条の二第一項	成立後最初の事業年度と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。
第六十六条の二第一項	事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
第六十六条の二第三項	一 設立団体申請等関係事務処理業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置
第六十六条の二第一項	二 設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置
第六十六条の二第三項	三 預算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
第六十六条の二第一項	四 短期借入金の限度額
第六十六条の二第一項	五 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
第六十六条の二第一項	六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
第六十六条の二第一項	七 その他設立団体の規則で定める設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項
第六十六条の二第一項	八 設立団体の長は、第一項の認可をした事業計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、当該事業計画を変更すべきことを命ずることができる。
第六十六条の二第一項	九 申請等関係事務処理法人は、事業計画について第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該事業計画を公示しなければならない。
第六十六条の二第一項	10 申請等関係事務処理法人は、事業計画に掲げる事業年度の終了後、当該事業年度が次の各事業年度に係る前条第一項の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に、年度目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該年度目標を達成するための計画(以下この条において「事業計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならぬ。当該事業計画を変更しようとするときも、同様とする。
第六十六条の二第一項	11 申請等関係事務処理法人の最初の事業年度の事業計画に関する前項の規定の適用については、同項中「各事業年度」とあるのは「その
第六十六条の二第一項	12 申請等関係事務処理法人には、適用しない。

事務処理業務の実績

二 三年以上五年以下の期間で設立団体の規則で定める期間の最後の事業年度 当該事業年度における設立団体申請等関係事務処理業務の実績及び当該期間における年度目標に定める設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況

2 申請等関係事務処理法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めることにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号又は第二号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号又は第二号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。

4 設立団体の長は、第一項第一号に規定する業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況に関する評価を行うときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴かなければならぬ。

5 欲立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき、運営なく、当該申請等関係事務処理法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

6 欲立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該申請等関係事務処理法人に対し、設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた申請等関係事務処理法人について準用する。この場合において、同条中「中期計画及び年度計画並びに」とあるのは、「第八十七条の九第一項に規定する事業計画及び」と読み替えるものとする。

第八十七条の十一 申請等関係事務処理法人に関する第二章、第四章及び第五章中次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの中表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五條第一項		第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という)を考慮した上で、中期目標の期間又は四年間のいずれか長い期間内	
第四十条第四項		四年以内	
中期目標の期間の最後の事業年度 の期間に係る認可中期計画		毎事業年度	

当該次の中期目標の期間

当該翌事業年度

第四十一条第一項	認可中期計画の第二十六条第一項第 四号	認可事業計画の第八十七条の九第三項第四号
第四十二条第一項	認可中期計画の第二十六条第一項第 三号	認可事業計画の第八十七条の九第三項第三号
第五十六条第一項	認可中期計画	認可事業計画

第二節 関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例

第八十七条の十二 申請等関係事務処理法人(設立団体申請等関係事務処理業務を行うものに限る)は、設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた場合には、当該規約を定めた市町村(以下「関係市町村」という。)の申請等関係事務(定款で定めるものに限る)のうち当該規約で定めるもの(以下「関係市町村申請等関係事務」という。)を当該関係市町村又は当該関係市町村の長その他の執行機関の名において処理することができる。

2 前項の規定により申請等関係事務処理法人が関係市町村申請等関係事務を処理する場合には、申請等関係事務処理法人を当該関係市町村又は当該関係市町村による関係市町村申請等関係事務の処理について適用がある法令並びに当該関係市町村の条例及び規則の規定が適用されるものとする。この場合において、第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第八十七条の六第二項に定めるもののほか、これらの法令並びに当該関係市町村の条例及び規則の規定の適用に關し必要な技術

事務処理業務の実績

二 三年以上五年以下の期間で設立団体の規則で定める期間の最後の事業年度 当該事業年度における設立団体申請等関係事務処理業務の実績及び当該期間における年度目標に定める設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況

2 申請等関係事務処理法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めることにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号又は第二号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号又は第二号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。

4 設立団体の長は、第一項第一号に規定する業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況に関する評価を行うときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴かなければならぬ。

5 欲立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該申請等関係事務処理法人に対し、設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

6 欲立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該申請等関係事務処理法人に対し、設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第七節 関係市町村申請等関係事務の処理に関する特例

第八十七条の十三 前条の規定により申請等関係市町村申請等関係事務は、当該関係市町村の長その他の執行機関が処理した関係市町村の長その他の執行機関が処理した関係市町村申請等関係事務は、当該関係市町村の長その他の執行機関が処理したものとしての効力を有する。

第八十七条の十四 第八十七条の十二第一項の規約(以下この節において「規約」という。)には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

2 一 関係市町村及び申請等関係事務処理法人の名称

二 第八十七条の十二の規定により申請等関係事務処理法人が行う業務及びこれに附帯する業務(以下「関係市町村申請等関係事務処理業務」という)の範囲

三 関係市町村申請等関係事務処理業務に要する経費の支弁の方法

四 前三号に掲げるもののほか、関係市町村申請等関係事務処理業務に関し必要な事項

2 第八十七条の十二第一項の協議については、同項の求めをした市町村は、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

- 3 第八十七条の十二第一項の協議について
は、申請等関係事務処理法人は、設立団体の
長の認可を受けなければならぬ。

4 設立団体の長は、前項の認可の申請が定款
に適合するとともに、設立団体申請等関係事
務処理業務の適正かつ確実な実施に支障を及
ぼすおそれがないと認めるときは、同項の認
可をするものとする。

5 関係市町村の長は、第八十七条の十二第一
項の規定により規約を定めたときは、その旨
及び当該規約を告示しなければならない。

6 申請等関係事務処理法人は、第八十七条の
十二第一項の規定により規約を定めたとき
は、その旨及び当該規約を設立団体の長に届
け出なければならない。この場合において、
当該設立団体の長は、その旨及び当該規約を
当該申請等関係事務処理法人について第七条
の規定による設立の認可又は第八条第二項の
規定による定款の変更の認可を行つた総務大
臣又は都道府県知事に届け出なければならない
い。

7 関係市町村及び申請等関係事務処理法人
は、規約を変更し、又はこれを廃止しようと
するときは、協議して行わなければならない。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の規
定により規約を変更し、又はこれを廃止する
場合について準用する。

(定款の変更の手続の特例)

第八十七条の十五 設立団体の長は、申請等関
係事務処理法人(関係市町村申請等関係事務
処理業務を行うものに限る。以下この節にお
いて同じ。)について、第八条第二項の規定に
より、規約で定められた関係市町村申請等関
係事務処理業務の全部又は一部に係る定款の
定めを廃止する定款の変更を行おうとする場
合には、当該定款の変更が効力を生ずる日
(以下この項において「効力発生日」という。)
の一定の期間前までに、当該規約に係る関係
市町村の長に対し、当該定款の変更を行おう

とする旨及び効力発生日を通知しなければな

「項第一号」とする。

- (関係市町村年度目標)

第八十七条の十七 関係市町村の長は、申請等の関係事務処理法人が達成すべき関係市町村申請等の関係事務処理業務に係る事業年度ごとの目標(以下この節において「関係市町村年度目標」という。)を定め、当該関係市町村年度目標を変更したときは、同様とする。

2 関係市町村年度目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 関係市町村申請等の関係事務処理業務の質の向上に関する事項

二 関係市町村申請等の関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項

三 関係市町村申請等の関係事務処理業務に係る財務内容の改善に関する事項

四 その他関係市町村申請等の関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項

3 第八十七条の八第三項及び第四項の規定は、関係市町村年度目標について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「第八十七条の十七第二項各号」と、同条第四項中「設立団体」とあるのは「第八十七条の十二第一項に規定する関係市町村」と、「評価委員会」とあるのは「第八十七条の十六第一項に規定する関係市町村評価委員会」(同条第五項の規定により当該関係市町村の評価委員会に同条第二項各号に掲げる事務を処理させる場合には、当該評価委員会)と読み替えるものとする。

(関係市町村事業計画)

第八十七条の十八 申請等の関係事務処理法人は、各事業年度に係る前条第一項の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に、関係市町村年度目標に基づき、関係市町村の規則

で定めるところにより、当該関係市町村年度

定めることにより、当該関係市町村年度

- 目標を達成するための計画(以下この条において「関係市町村事業計画」という。)を作成し、関係市町村の長の認可を受けるとともに、設立団体の長に当該認可を受けた関係市町村事業計画を届け出なければならない。当該関係市町村事業計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 第八十七条の十二第一項の規定により規約を定めた後最初の事業年度の関係市町村事業計画に関する前項の規定の適用については、同項中「各事業年度」とあるのは「第八十七条の十二第一項の規定により規約を定めた後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前」にとあるのは「遅滞なく」とする。

3 関係市町村事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 関係市町村申請等関係事務処理業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

二 関係市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置

三 関係市町村申請等関係事務処理業務に係る予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

四 関係市町村申請等関係事務処理業務に係る短期借入金の限度額

五 出資等に係る不要財産又は出資等に係る分に関する計画

六 前号に規定する財産以外の重要な財産で、あつて関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものと譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七 その他関係市町村の規則で定める関係市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運

第四十一条第四項	中期目標の期間の最後の事業年度	定により設けられた勘定ごとに、毎事業年度
<p>設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間</p>	<p>設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間</p>	<p>、設立団体勘定(同条第一項の規定により設けられた勘定ごとに規定する設けられた勘定ごとに規定する設立団体申請等関係事務処理業務(第八十七条の八第二項第一号に規定する設立団体申請等関係事務処理業務をいう。次条第一項及び第八十七条の九第三項において同じ。)に係る勘定をいう。以下この条において同じ。)にあつては設立団体の長の承認を受けた金額を翌事業年度に係る認可事業計画(第八十七条の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の事業計画)をいう。以下この章において同じ。)の定めるところにより、関係市町村別勘定(第八十七条の二十第一項の規定により設けられた関係市町村申請等関係事務処理業務(第八十七条の十四第一項第二号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務をいう。以下この章において同じ。)に係る勘定をいう。以下この条において同じ。)にあつては関係市町村の長の承認を受けた金額を翌事業年度に係る関係市町村認可事業計画(第八十七条の十八第一項の認可を受けた</p>

第四十条第五項	第四十一条第一項	第四十条第六項	前項
同項に規定する関係市町村事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の関係市町村事業計画)をいう。次条第一項及び第四十二条第二項において同じ。)の定めるところにより、当該翌事業年度	その残余の額を設立団体に	設立団体勘定に係る残余の額は設立団体に、関係市町村別勘定に係る残余の額は当該関係市町村に、	第八十七条の二十第一項の規定により設けられた勘定ごとに、前項
設立団体(当該短期借入金が関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものである場合には、設立団体及び当該関係	設立団体の規則で 納付金	設立団体勘定における納付金は設立団体の規則において、関係市町村別勘定における納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は關係市町村の規則において、それぞれ	設立団体申請等関係事務処理業務については認可事業計画の第八十七条の九第三項第四号の設立団体申請等関係事務処理業務に係る短期借入金の限度額の範囲内で、関係市町村申請等関係事務処理業務についてば関係市町村認可事業計画の第八十七条の十八第三項第四号の関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものである場合

3 設立団体の長は、申請等関係事務処理法人 (関係市町村申請等関係事務処理業務を行 るものに限る)の解散について、第一項第一号 の規定による総務大臣又は都道府県知事の認 可を受けようとする場合には、当該解散の日 の一定の期間前までに、関係市町村の長に対 し、当該認可を受けようとする旨及び当該解 散の日を通知しなければならない。	可を受けようとする場合には、当該解散の日 の一定の期間前までに、関係市町村の長に対 し、当該認可を受けようとする旨及び当該解 散の日を通知しなければならない。	第八十八条に次の二項を加える。 第八十七条の二第一項 設立団体の条例 設立団体若しくは関係市町村の条例 設立団体若しくは関係市町村の規定による評価による命令と 規則で定める事項を除き、関係市町村の規則で定めることができる	第八十七条の二第一項 設立団体の条例 設立団体若しくは関係市町村の規定による評価による命令と 規則で定める事項を除き、関係市町村の規則で定めることができる	理業務の実施に關し必要な事 項については、設立団体の規 則で定める事項を除き、関係 市町村の規則で定めることができ る。ただし、あらかじめ関係市町村の長の 同意を得たときは、この限りでない。 第百十九条の見出し中「実績」を「実績等」と改 め、同条第二項から第四項までを次のように改 める。 2 吸收合併消滅法人(公立大学法人及び申請 等関係事務処理法人を除く。以下この項にお いて同じ。)の業務の実績に関する第二十八条 第一項の規定による評価は、当該吸收合併消 滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の 期間が同日において終了したものとして、同 項第三号に定める事項について、吸收合併存 続法人が受けるものとする。この場合におい て、同条第二項の規定による報告書の提出及 び公表は、当該吸收合併存続法人が行うもの とする。 3 前項の場合において、第二十八条第五項の 規定による通知及び同条第六項の規定による 命令は、当該吸收合併存続法人に対してなさ れるものとする。 4 前二項の規定は、公立大学法人である吸收 合併消滅法人の業務の実績に関する第七十八 条の二第一項の規定による評価について準用 する。 5 第二項及び第三項の規定は、申請等関係事 務処理法人である吸收合併消滅法人の業務の 実績に関する第八十七条の十第一項又は第八 十七条の十九第一項の規定による評価につい て準用する。この場合において、次の表の上 欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み 替えるものとする。
4 前項の一定の期間は、一年を下つてはなら ぬ	可を受けようとする場合には、当該解散の日 の一定の期間前までに、関係市町村の長に対 し、当該認可を受けようとする旨及び当該解 散の日を通知しなければならない。	第八十七条の二第一項 設立団体の条例 設立団体若しくは関係市町村の規定による評価による命令と 規則で定める事項を除き、関係市町村の規則で定めることができる	第八十七条の二第一項 設立団体の条例 設立団体若しくは関係市町村の規定による評価による命令と 規則で定める事項を除き、関係市町村の規則で定めることができる	理業務の実施に關し必要な事 項については、設立団体の規 則で定める事項を除き、関係 市町村の規則で定めることができ る。ただし、あらかじめ関係市町村の長の 同意を得たときは、この限りでない。 第百十九条の見出し中「実績」を「実績等」と改 め、同条第二項から第四項までを次のように改 める。 2 吸收合併消滅法人(公立大学法人及び申請 等関係事務処理法人を除く。以下この項にお いて同じ。)の業務の実績に関する第二十八条 第一項の規定による評価は、当該吸收合併消 滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の 期間が同日において終了したものとして、同 項第三号に定める事項について、吸收合併存 続法人が受けるものとする。この場合におい て、同条第二項の規定による報告書の提出及 び公表は、当該吸收合併存続法人が行うもの とする。 3 前項の場合において、第二十八条第五項の 規定による通知及び同条第六項の規定による 命令は、当該吸收合併存続法人に対してなさ れるものとする。 4 前二項の規定は、公立大学法人である吸收 合併消滅法人の業務の実績に関する第七十八 条の二第一項の規定による評価について準用 する。 5 第二項及び第三項の規定は、申請等関係事 務処理法人である吸收合併消滅法人の業務の 実績に関する第八十七条の十第一項又は第八 十七条の十九第一項の規定による評価につい て準用する。この場合において、次の表の上 欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み 替えるものとする。
第三項	第二項	中期目標の期間 第八十七条の十第一項第一号 又は第八十七条の十九第一項 第二号に規定する期間	第八十七条の十第一項第一号 又は第八十七条の十九第一項 第二号	第八十七条の十第一項第一号 又は第八十七条の十九第一項 第二号
同条第六項	第二十八条第五項	第八十七条の十第一項 又は第八十七条の十九第一項 第二号	第八十七条の十第一項 又は第八十七条の十九第一項 第二号	第八十七条の十第一項 又は第八十七条の十九第一項 第二号

十七条の十九第二項において
準用する場合を含む。)

第一百十九条に次の四項を加える。

9 第七項及び前項前段の規定は、申請等関係事務処理法人（関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものを除く。）である吸収合併消滅法人の最終事業年度における第四十条第一項本文及び第二項の規定による利益及び損失の処理並びに第八十七条の十一の規定により読み替えて適用する第四十条第四項の規定による積立金の処分について準用する。この場合において、前項前段中「中期目標の期間」とあるのは、「最終事業年度」と読み替えるものとする。

10 前項の場合における第八十七条の十一の規定の適用については、同条の表第四十条第四項の項中「翌事業年度に係る」とあるのは「吸収合併存続法人の効力発生日を含む事業年度に係る」と、「当該翌事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。

11 第七項及び第八項前段の規定は、申請等関係事務処理法人（関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものに限る。）である吸収合併消滅法人の最終事業年度における第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第四十条第一項本文及び第二項の規定による利益及び損失の処理並びに第八十七条の二十二の規定による積立金の処分について準用する。この場合において、前項前段中「中期目標の期間」とあるのは、「最終事業年度」とあるのは、「最終事業年度」とする。

12 前項の場合における第八十七条の二十二の規定の適用については、同条の表第四十条第一項の項中「翌事業年度に係る認可事業計画」と、「翌

事業年度に係る関係市町村認可事業計画」とあるのは「当該事業年度に係る関係市町村認可事業計画」と「当該翌事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。

13 第百二十条の見出し中「実績」を「実績等」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 新設合併消滅法人（公立大学法人及び申請等関係事務処理法人を除く。以下この項において同じ。）の業務の実績に関する第二十八条第一項の規定による評価は、当該新設合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間が同日において終了したものとして、同項第三号に定める事項について、新設合併設立法人が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は、当該新設合併設立法人が行うものとする。

3 前項の場合において、第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は、当該新設合併設立法人に対してもなされるものとする。

第一項		中期目標の期間	第八十七条の十第一項第二号又は第八十七条の十九第一項
第三項	同項第三号	第八十七条の十第一項第二号又は第八十七条の十九第一項	第二号に規定する期間
第三項	第二十八条第五項	第八十七条の十第一項第二号又は第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。)	第二号
同条第六項	第八十七条の十第六項（第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。）	第八十七条の十第六項（第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。）	第二号
同条第六項	第八十七条の十第六項（第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。）	第八十七条の十第六項（第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。）	第二号

9 第七項及び前項前段の規定は、申請等関係事務処理法人（関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものを除く。）である新設合併消滅法人の最終事業年度における第四十条第一項の項中「翌事業年度に係る」とあるのは「新設合併設立法人の成立の日から始まる事業年度に係る」と、「当該翌事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。

10 第百二十条に次の四項を加える。

定の適用については、同条の表第四十条第四項の項中「翌事業年度に係る」とあるのは「新設合併設立法人の成立の日から始まる事業年度に係る」と、「当該翌事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。	11 第七項及び第八項前段の規定は、申請等関係事務処理法人（関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものに限る。）である新設合併消滅法人の最終事業年度における第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第四十条第一項本文及び第二項の規定による利益及び損失の処理並びに第八十七条の十一の規定により読み替えて適用する第四十条第四項の規定による積立金の処分について準用する。この場合において、前項前段中「中期目標の期間」とあるのは、「最終事業年度」と読み替えるものとする。
前項の場合における第八十七条の十一の規	前項の場合における第八十七条の十一の規

9 第七項及び前項前段の規定は、申請等関係事務処理法人（関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものを除く。）である新設合併消滅法人の最終事業年度における第四十条第一項の項中「翌事業年度に係る」とあるのは「新設合併設立法人の成立の日から始まる事業年度に係る」と、「当該翌事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。

10 第百二十条第七項中「中期目標」とあるのは「当該中期目標」を「中期目標の期間」とあるのは「当該中期目標の期間」に改め、同項を同条第八

務処理法人である新設合併消滅法人の業務の実績に関する第八十七条の十第一項又は第八十七条の十九第一項の規定による評価について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

11 第二項及び第三項の規定は、申請等関係事務処理法人（関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものに限る。）である新設合併消滅法人の最終事業年度における第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第四十条第一項本文及び第二項の規定による利益及び損失の処理並びに第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第四十条第四項の規定による積立金の処分について準用する。この場合において、前項前段中「中期目標の期間」とあるのは、「最終事業年度」と読み替えるものとする。

四項の規定による積立金の処分について準用する。この場合において、第八項前段中「中期目標の期間」とあるのは、「最終事業年度」と読み替えるものとする。

白である場合において、特に必要]に改め、「是正」の下に「又は業務運営の改善を加え、「とするべき」を「講ずべき」に改め、同条第三項中「地方独立行政法人」の下に「(第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款

規定の適用については、同条の表第四十条第
四項の項中「翌事業年度に係る認可事業計画」
とあるのは「新設合併設立法人の成立の日か
ら始まる事業年度に係る認可事業計画」と、
「翌事業年度に係る関係市町村認可事業計画」
とあるのは「当該事業年度に係る関係市町村
認可事業計画」と、「当該翌事業年度」とある
のは「当該事業年度」とする。

第二百二十二条第一項中「ときは、地方独立行
政法人」の下に「(総務大臣又は都道府県知事に
あつては、第七条の規定による設立の認可又は
第八条第二項の規定による定款の変更の認可を
行つた地方独立行政法人に限る。以下この項に
おいて同じ。)」を加える。

第二百二十二条の見出し中「是正」を「是正等」に
改め、同条第一項中「の行為が」を「が、不正の
行為若しくは」に、「若しくは設立団体の条例若
しくは規則に違反し、又は違反するおそれ」を
「、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款
に違反する行為をし、若しくは当該行為をする
おそれがあると認めるとき、又は地方独立行政
法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、そ
れを放置することにより公益を害することが明

の変更の認可を行つた地方独立行政法人に限る。以下この項及び次項において同じ。」を加え、「の行為が」を「が、不正の行為若しくはに、「違反し、又は違反するおそれ」を「違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがある」と認めるとき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要」に改め、同条第四項中の「の行為が」を「が、不正の行為若しくは」に、「違反し、又は違反するおそれがある」と認める」を「違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがある」と認めることが明白である」に改め、「是正」は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である」に改め、「是正」の下に「又は業務運営の改善」を加え、「とるべき」を「講ずべき」に改め、同条に次の一項を加える。

6 公立大学法人に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第三項	第四項	第五項
		以下この項及び次項 、若しくは	命令 とき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるとき
		命令 、若しくは	、又は とき
		命令 場合又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合	、又は とき
		命令 是正又は業務運営の改善	命令 求め
		命令 是正	命令 求め
		命令 求め	命令 求め
		前項	前項

第百二十二条の次に次の六条を加える。

(申請等関係事務処理法人に対する情報の提供等)

第百二十二条の一 設立団体の長その他の執行機関は、申請等関係事務処理法人に対し、当該執行機関が担任する申請等関係事務に係る設立団体申請等関係事務処理業務(以下この章において「担任設立団体申請等関係事務処理業務」という。)に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

2 第百二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(申請等関係事務処理法人に対する監督命令)

第百二十二条の四 設立団体の長その他の執行機関は、第百二十二条第一項の規定によるほか、担任設立団体申請等関係事務処理業務に関し必要があると認めるときは、申請等関係事務処理法人に対し、監督上必要な命令をす

(申請等関係事務処理法人に対する停止命令)

第百二十二条の三 設立団体の長以外の執行機関は、担任設立団体申請等関係事務処理業務に關し必要があると認めるときは、申請等関係事務処理法人に対し、当該担任設立団体申

等)

第百二十二条の五 設立団体の長その他の執行機関は、申請等関係事務処理法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請等関係事務処理法人に対し、担任設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 当該申請等関係事務処理法人が行う担任

設立団体申請等関係事務処理業務がこの法

律、他の法令、設立団体の条例若しくは規

則又は定款に違反していると認めるとき。

二 当該申請等関係事務処理法人が行う担任

設立団体申請等関係事務処理業務が適正を

欠き、かつ、公益を害していると認めるとき。

三 当該申請等関係事務処理法人が担任設立

団体申請等関係事務処理業務を確實に実施

することが困難であると認めるとき。

四 前条の規定による命令に違反したとき。

2 申請等関係事務処理法人は、前項の規定に

よる命令があつた場合を除き、自ら設立団体

申請等関係事務処理業務の全部又は一部を確

実に実施することが困難であると認める場合

には、その旨を設立団体の長（当該設立団体

申請等関係事務処理業務の全部又は一部の停止

を命じたとき、又は同条第一項の規定によ

る届出があつたとき。

2 設立団体の長その他の執行機関は、前項の

規定により担任設立団体申請等関係事務処理

業務に係る申請等関係事務の全部若しくは一

部を自ら処理するものとし、又は自ら処理す

る担任設立団体申請等関係事務処理業務に係

る申請等関係事務の全部若しくは一部を処理

しないこととするときは、その旨の告示をし

なければならない。ただし、当該担任設立団

体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係

事務が特定の者の申請等に係るものである場

合には、当該告示に代えて、当該申請等関係

事務を自ら処理するものとし、又は自ら処理

する当該申請等関係事務を処理しないことと

する旨を、その者に対し、通知することがで

きる。

3 設立団体の長その他の執行機関は、第一項

の規定による命令を行い、又は前項の規定によ

る命令を行つたときは、その旨の告示をし

なければならない。ただし、当該命令又は届

出に係る担任設立団体申請等関係事務処理業

(設立団体の執行機関による申請等関係事務の処理)

第百二十二条の六 設立団体の長その他の執行

機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、第八

十七条の三第一項の規定にかかると、担任

設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請

等関係事務の全部又は一部を自ら処理するも

のとする。

一 前条第一項の規定により申請等関係事務

処理法人に対し当該担任設立団体申請等関

係事務処理業務の全部若しくは一部の停止

を命じたとき、又は同条第一項の規定によ

る届出があつたとき。

二 前条第一項各号のいずれかに該当する場

合において、同項の規定により申請等関係

事務処理法人に対し当該担任設立団体申請

等関係事務処理業務の全部又は一部の停止

を命ずるいとまがないとき。

三 設立団体の長その他の執行機関は、前項の

規定により担任設立団体申請等関係事務処理

業務に係る申請等関係事務の全部若しくは一

部を自ら処理するものとし、又は自ら処理す

る担任設立団体申請等関係事務処理業務に係

る申請等関係事務の全部若しくは一部を処理

しないこととするときは、その旨の告示をし

なければならない。ただし、当該担任設立団

体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係

事務が特定の者の申請等に係るものである場

合には、当該告示に代えて、当該申請等関係

事務を自ら処理するものとし、又は自ら処理

する当該申請等関係事務を処理しないことと

する旨を、その者に対し、通知することがで

きる。

四 第百二十二条の五第一項第一号

第百二十二条の五第一項第二号及び第三号

第百二十二条の五第一項第一号

な事項は、総務省令で定める。
(関係市町村への準用)

る。この場合において、次の表の上欄に掲げ
る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの
とする。

第百二十二条の七 第百二十二条の二から前条
までの規定は、関係市町村について準用す

る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの
とする。

四一

いて、合併市町村の監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

第五十三条中「及び第四項、第四十一条」を、「第四十二条」に改める。

第五十四条第一項中「第四十八条第二項」の下に「、第四十九条第二項第一号」を加え、「、第二項及び」を「及び」に、「第一百四十四条の一第一項から第四項まで」を「第一百四十四条の一第一項」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律附則第一條第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の一部改正)

第五条 市町村の合併の特例に関する法律附則第一條第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の一部を次のように改正する。

第五条 市町村の合併の特例に関する法律附則第一條第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の一部を次のように改正する。

第五十七条中「第一百四十三条の二第一項」を「第一百四十三条の二、第一百四十三条の二の二第一項」に改め、「第八項」の下に「、第一百四十三条の二第一項及び第二項」を加える。

第五十一条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、合併市町村の監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。

第五十一条第六項中「及び第三項」を「第三項の規定により意見の提出を受けたとき、及び第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「として措置」の下に「(次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 合併市町村の監査委員は、当該措置の内容を当該合併市町村の監査委員に通知しなければならない。この場合において、当該合併市町村の監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。この場合において、当該合併市町村の監査委員は、当該措置の内容を公表しなければなら

ならない。

第五十一条第四項中「又は前項」を「、第三項」に改め、「意見の決定」の下に「又は前項の規定による勧告の決定」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 合併市町村の監査委員は、第二項の規定による監査の結果に関する報告のうち、合併特例区の長又は合併特例区協議会において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

この場合において、合併市町村の監査委員は、当該勧告の内容を公表しなければならない。

第五十五条第一項中「並びに第一百四十二条第一項及び第八項」を「、第一百四十二条第一項及び第八項並びに第一百四十三条の二第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条第二号に掲げる改正規定を除く。

二 附則第四条第一項、第六項、第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項の規定

三 第五百二十二条の十一第五項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる監査の結果に関する報告の決定について適用する。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方自治法(以下この条において「新地方自治法」という。)第七十五条第五項、第一百九十九条第十三項及び第二百五十二条の十一第五項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる監査の結果に関する報告の決定について適用する。

第五十五条第一項、第八条、第九条並びに第十二条の規定 平成三十一年四月一日

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方自治法(以下この条において「新地方自治法」という。)第七十五条第五項、第一百九十九条第十三項及び第二百五十二条の十一第五項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる監査の結果に関する報告の決定について適用する。

第五十五条第一項、第八条、第九条並びに第十二条の規定 平成三十一年四月一日

の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

九十九条の三の改正規定、同法第二百条の次に「条を加える改正規定並びに同法第二百三条の二第一項、第一百三十三条、第二百五十二条の七、第二百五十二条の十三、第二百五十二条の二十七第二項、第一百五十二条の三十三第二項及び第一百五十二条の三十六並びに附則第九条の改正規定、第一條中地方公営企業法第三十条の改正規定、第三条(地方独立行政法人法第十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条の改正規定及び同法第二百一十三条第一項の改正規定(含む。))の下に「、第十九条の二第一項及び第四項」を加える改正部分に限る。)を除く。)の規定並びに附則第一項の改正規定及び同法第二百一十三条第一項の改正規定(含む。)の下に「、第十九条の二第一項及び第四項」を加える部分を除く。)の規定並びに附則第五条の改正規定並びに次条第二項並びに附則第三条、第四条第二項から第四項まで、第七条から第十項まで、第十三項及び第十六項、第七项から第十九項まで、第十三項及び第十六項、第七条の規定

第五十五条第一項、第八条、第九条並びに第十二条の規定 平成三十一年四月一日

の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

いう。)第二百四十二条第一項の規定による請求があつたときは、施行日前においても、新地方自治法第二百四十二条第三項の規定の例により、当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。この場合において、当該通知は、施行日において同項の規定によりされたものとみなす。

4 地方自治法第二百九十二条において準用する前項の規定により一部事務組合の監査委員が一部事務組合の議会に通知することとされている同条において準用する旧地方自治法第二百四十二条第一項の規定による請求の要旨の議会への通知は、地方自治法第二百八十七条の二第一項に規定する特例一部事務組合(以下この項において「特例一部事務組合」という。)にあつては、二条第一項の規定による請求の要旨の議会への通知は、地方自治法第二百八十七条の二第一項に規定する特例一部事務組合の監査委員が地方自治法第二百八十六条第一項に規定する構成団体(以下この項において「構成団体」という。)の長を通じて当該請求の要旨を全ての構成団体の議会に通知することにより行うものとする。

5 新地方自治法第二百四十二条第十項の規定は、施行日以後に同条第三項の規定によりその要旨が通知された同条第一項の規定による請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決について適用する。

6 新地方自治法第二百四十三条の二第一項(第五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四十七条において準用する場合を含む。)の規定は、新地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する普通地方公共団体の長等の同項の条例の施行の日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

2 新地方自治法第二百三十三条规定第七項の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)以後に地方自治法第二百三十三条规定第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決される場合について適用する。

3 監査委員は、前条第一号に掲げる規定の施行の日(附則第五条第二項において「第一号施行日」という。)以後に第一條の規定による改正前の規定による改正前

7 普通地方公共団体の議会は、新地方自治法第二百四十三条の二第一項の条例の制定に関する

議決をしようとするときは、施行日前においても、監査委員の意見を聽くことができる。

8 新地方自治法第二百五十二条の三十六第二項の規定による新地方自治法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約の締結については、新地方自治法第二百五十二条の三十六第二項の条例を定めた同条第一項第一号に掲げる市以外の市又は町村の長は、第三号施行日前においても、監査委員の意見を聽くとともに議会の議決を経ることができる。

(地方公営企業法の一改正に伴う経過措置) 第三条第二条の規定による改正後の地方公営企業法第三十条第八項の規定は、第三号施行日以後に地方公営企業法第三十条第四項の規定による決算の認定に関する議案が否決される場合について適用する。

(地方独立行政法人法の一改正に伴う経過措置) 第四条 地方公共団体は、第三号施行日前において、第三条の規定による改正後の地方独立行政法人法(以下この条において「新地方独立行政法人法」という。)第七条又は第八条第二項の規定により、その議会の議決を経て、新地方独立行政法人法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第七十四条第四項に規定する役員の任期を規定した定款を定め、又はこれらの規定に規定する役員の任期に関する定款の変更を行ふことはできる。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

2 新地方独立行政法人法第十三条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十三条の二、第十五条の三、第三十五条第一項から第四項まで並びに第三十五条の二の規定は、第三号施行日前に生じた事項についても適用する。

3 附則第三号に掲げる規定の施行の際現に地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の役員である者の任

期(補欠の地方独立行政法人の役員の任期を含む)については、新地方独立行政法人法第十五条第一項及び第二項並びに第七十四条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第三号施行日において地方独立行政法人の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、第三号施行日の翌日以後最初に任命される地方独立行政法人の監事(補欠の地方独立行政法人法第十五条第二項の規定の適用については、同項中「理事長の任期(補欠の理事長の任期を含む)」に對応して定めるものとし、任命の日から、当該同日において地方独立行政法人の理事長である者とする。

5 新地方独立行政法人法第十九条の二第四項の規定は、同項の規定による業務方法書の定めを設ける当該業務方法書の作成又は変更について地方独立行政法人法第二十二条第一項の規定による設立団体(同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下この条において同じ。)の長の認可を受けた日以後の新地方独立行政法人法第十九条の二第一項に規定する役員等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

6 設立団体の議会は、新地方独立行政法人法第十九条の二第四項の条例の制定に関する議決をしようとするときは、施行日前においても、監査委員の意見を聽くことができる。

7 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に設立団体の長が第三条の規定による改正前の地方独立行政法人法次項において「旧地方独立行政法人法」という。)は、設立団体(以下この条及び次項において「加入設立団体」という。)は、第三号施行日前においても、新地方独立行政法人法第八条第二項の規定の例により、当該設立団体及び加入設立団体の議会の議決を経て、設立団体の数を増加させる定款の変更を行い、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

に地方独立行政法人が旧地方独立行政法人法第二十六条第一項の規定により認可を受けている同項に規定する中期計画(次項において「旧中期計画」という。)は、新地方独立行政法人法第二十六条第一項の認可を受けた同項に規定する中期計画(次項において「新中期計画」という。)とみなす。

9 前項の規定により旧中期計画が新中期計画とみなされる場合における第三号施行日を含む事業年度に係る新地方独立行政法人法第二十七条の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「地方自治法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後遅滞なく、同法附則第四条第八項の規定により前条第一項の規定による認可を受けたとみなされる」とする。

10 新地方独立行政法人法第二十八条、第七十八条の二及び第七十九条の規定は、第三号施行日の前日に終了した事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価についても適用する。

11 設立団体及び新たに設立団体となる地方公共団体(以下この条及び次項において「加入設立団体」という。)は、第三号施行日前においても、新地方独立行政法人法第八条第二項の規定の例により、当該設立団体及び加入設立団体の議会の議決を経て、設立団体の数を増加させる定款の変更を行い、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

12 加入設立団体は、第三号施行日前において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

13 新地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人に係る第三号施行日を含む事業年度に終了する旧中期目標の期間の終了時の検討に関する新地方独立行政法人法第七十九条の二第一項の規定の適用については、同項中「評議委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人」とあるのは、「公立大学法人」という。)とみなす。

14 地方公共団体は、第三号施行日前においても、新地方独立行政法人法第七条、第二十一条第五号、第八十七条の五、第八十七条の十一及び第一百二十三条第四項の規定の例により、新地方独立行政法人法第八十七条の三第一項に規定する申請等関係事務処理法人(次項において「申請等関係事務処理法人」という。)の設立について、その議会の議決を経て、新地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を規定した定款を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

15 地方独立行政法人法第六十六条の規定により同法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人(申請等関係事務処理法人であるものに限る。)に権利及び義務を承継させるために必要な行為は、第三号施行日前においても行なうことができる。

16 第三号施行日から施行日の前日までの間ににおける新地方独立行政法人法第一百二十三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「第六項第一号、第十九条の二第四項」とあるのは、「第六項第二号」と、同条第三項中「第六条第四項、第十九条の二第四項」とあるのは、「第六条第四項」とする。

17 (市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第四十五条第七項及び第八項の規定は、第三号施行日以後に市町村の合併の特例に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会が同法第四十五条第二項の規定による決算の認定をしない旨の決定をする場合について適用する。

2 第四条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第五十一条第五項の規定は、第一号施行日以後に監査の結果に関する報告が提出される場合について適用する。
(市町村の合併の特例に関する法律附則第一条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五十一条第六項の規定は、施行日以後に行われる監査の結果に関する報告の決定について適用する。

(政令への委任)
第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。
(租税特別措置法の一部改正)

第八条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第四号、第四十条の二第一項及び第六十五条の三第一項第四号中「第二十一条第五号」を「第二十二条第六号」に改める。
(地方公務員等共済組合法等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「第五十五条」を「第八条第一項第五号」に改める。
一 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十四条の三第一項第十二号
二 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第一項第一号

三 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)

第二条第一項第一号

四 障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四十四号)附則第六条

五 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第五十五条第五項

六 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の处罚に関する法律(平成十四年法律第一百一号)の一部を次のよう改正する。

第十一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正

第十二条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「報告し、かつ」を「報告するとともに」に改め、同条第七項中「第二百五十二条の三十六第一項」を「第二百五十二条の三十六第一項」に改め、同条第七項中「第二百五十二条の三十六第一項」を「第二百五十二条の三十六第一項」に改め。

理由
地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、地方公共団体の財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等、監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等を行うとともに、地方独立行政法人の業務への市町村の申請等関係事務の処理業務の追加等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十九年五月三十一日印刷

平成二十九年六月一日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

0